

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

対象事業実施区域の位置する柳井市の人口及び人口密度の状況は、第3.2.1-1表のとおりである。

過去5年間の人口の推移をみると、柳井市の総人口は減少傾向にあり、令和6年で柳井市は28,972人となっている。

また、柳井市の令和6年の人口動態は、第3.2.1-2表のとおりである。

第3.2.1-1表 人口及び人口密度の状況（令和2年～令和6年）

県・市町	項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
柳井市	人口（人）	30,799	30,277	29,880	29,305	28,972
	比率（%）	100	98	97	95	94
	面積（km ² ）	140.05	140.05	140.05	140.05	140.03
	人口密度（人/km ² ）	219.91	216.19	213.35	209.25	206.90
山口県	人口（人）	1,342,059	1,327,452	1,312,950	1,296,593	1,279,601
	比率（%）	100	99	98	97	95
	面積（km ² ）	6,112.54	6,112.55	6,112.50	6,112.61	6,113.00
	人口密度（人/km ² ）	219.56	217.17	214.80	212.12	209.32

注：1. 各年10月1日現在の値を示す。

2. 比率は、令和2年を100%とした増減比率を示す。

3. 人口密度換算に用いた県市の面積は「令和2年～令和6年全国都道府県市区町村別面積調」（国土交通省HP、令和7年12月閲覧）に記載の値である。

〔「令和6、7年刊 山口県統計年鑑」（山口県HP、令和7年12月閲覧）より作成〕

第3.2.1-2表 人口動態（令和6年）

（単位：人）

県・市町	自然動態			社会動態			増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
柳井市	145	580	-435	1,048	946	102	-333
山口県	6,925	21,478	-14,553	44,336	46,775	-2,439	-16,992

〔「令和6年山口県人口移動統計調査結果年報」（山口県HP、令和7年12月閲覧）より作成〕

2. 産業の状況

(1) 産業構造及び産業配置

令和2年における柳井市の産業別就業者数は、第3.2.1-3表のとおりである。

柳井市の産業構造は、産業別就業者数でみると総数14,065人のうち第一次産業が804人(5.7%)、第二次産業が3,286人(23.4%)、第三次産業が9,975人(70.9%)となっている。

柳井市の産業配置を就業者数でみると、山口県の658,062人に対し2.1%となっている。

第3.2.1-3表 産業別就業者数（令和2年）

県・市町	総就業者数	第一次産業		第二次産業		第三次産業	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
柳井市	14,065	804	5.7	3,286	23.4	9,975	70.9
山口県	658,062	26,924	4.1	173,947	26.4	457,191	69.5

〔「令和2年国勢調査 都道府県・市区町村別の主な結果」
(総務省統計局HP、令和7年12月閲覧)より作成〕

(2) 生産量及び生産額

① 農業

令和6年における柳井市の主要な農作物収穫量は第3.2.1-4表、令和5年における主要な農業産出額は第3.2.1-5表のとおりである。

農作物収穫量については、柳井市で水稻が2,650 t、大豆が23 tとなっている。

第3.2.1-4表 主要な農作物収穫量（令和6年）

(単位：t)

県・市町	収 穫 量				
	水 稻	麦 類	大 豆	そ ば	な た ね
柳井市	2,650	..	23	x	—
山口県	86,200	5,540	693	20	x

注：「—」は事実のないもの、「..」は未発表のもの、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないものを示す。

〔「中国四国農林水産統計データ集（令和3年～）」
(中国四国農政局HP、令和7年12月閲覧)より作成〕

第3.2.1-5表 主要な農業産出額 (令和5年)

(単位: 1,000万円)

県・市町	合計	耕 種										畜産	加工農産物
		小計	米	麦類	雑穀・豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	その他作物		
柳井市	140	128	54	1	1	1	43	12	10	0	6	12	—
山口県	6,890	4,510	1,830	20	20	70	1,660	480	300	10	120	2,370	10

注: 1. 四捨五入の関係で計と内訳は必ずしも一致しない。

2. 「0」は単位に満たないもの、「—」は事実のないものを示す。

〔「中国四国農林水産統計データ集(令和3年〜)」
(中国四国農政局HP、令和7年12月閲覧)より作成〕

② 林業

令和2年における柳井市の所有形態別林野面積は、第3.2.1-6表のとおりである。

柳井市の林野面積は8,147haで、山口県の439,738haに対し1.9%となっている。保有形態別では民有林が8,147ha(100%)となっている。

第3.2.1-6表 所有形態別林野面積 (令和2年)

(単位: ha)

県・市町	合計	国有林	民有林			
			小計	独立行政法人等	公有	私有
柳井市	8,147	—	8,147	6	499	7,642
山口県	439,738	11,407	428,331	11,999	72,144	344,188

注: 「—」は事実のないものを示す。

〔「中国四国農林水産統計データ集(令和3年〜)」
(中国四国農政局HP、令和7年12月閲覧)より作成〕

③ 水産業

平成30年における柳井市の漁業経営体数の状況は第3.2.1-7表、漁業種類別漁獲量は第3.2.1-8表、魚種別漁獲量は第3.2.1-9表のとおりである。

柳井市の漁獲量の合計は305tで、山口県合計の25,539tに対し1.2%となっている。

漁業種類別漁獲量は、船びき網が106tと最も多く、魚種別漁獲量は、たい類が98t、海藻類が102tとなっている。

第3.2.1-7表 漁業経営体数の状況（平成30年）

（単位：経営体）

県・市町	計	経営組織別経営体数					
		個人 経営体	団体経営体				
			会 社	漁業協同組合	漁業生産組合	共同経営	その他
柳井市	96	95	—	—	—	—	1
山口県	2,858	2,790	45	11	—	8	4

（単位：経営体）

県・市町	計	経営体階層別経営体数									
		漁 船 非使用	無動力 漁 船	船外機 付漁船	動力漁船					定置網	海面 養殖
					1ト 未満	1～ 10ト	10～ 50ト	50～ 100ト	100ト 以上		
柳井市	96	—	—	2	3	86	—	—	1	—	4
山口県	2,858	33	—	342	137	2,047	149	6	8	58	78

注：「—」は事実のないものを示す。

〔「中国四国農林水産統計データ集（令和3年～）」
（中国四国農政局HP、令和7年12月閲覧）より作成〕

第3.2.1-8表 漁業種類別漁獲量（平成30年）

（単位：t）

区 分	漁 獲 量	
	柳井市	山口県
底 び き 網	26	6,377
船 び き 網	106	2,949
ま き 網	—	4,856
刺 網	25	1,865
敷 網	—	—
定 置 網	—	2,136
その他の網漁業	—	2,295
は え 縄	—	x
はえ縄以外の釣	18	x
採 貝 ・ 採 藻	102	1,610
そ の 他 の 漁 業	27	1,045
計	305	25,539

注：1. 四捨五入の関係で計と内訳は必ずしも一致しない。

2. 「—」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないものを示す。

〔「海面漁業生産統計調査」（農林水産省HP、令和7年12月閲覧）より作成〕

第3.2.1-9表 魚種別漁獲量（平成30年）

（単位：t）

区 分	漁 獲 量	
	柳井市	山口県
魚 類	164	20,197
まぐろ類	—	94
かじき類	—	7
かつお類	—	68
さめ類	0	11
さけ・ます類	—	x
このしろ	—	43
にしん	—	—
いわし類	1	4,554
あじ類	7	3,273
さば類	2	2,289
さんま	—	0
ぶり類	4	1,451
ひらめ・かれい類	5	869
たら類	—	x
ほっけ	—	—
きちじ	—	—
はたはた	—	—
にぎす類	—	1
あなご類	1	167
たちうお	1	58
たい類	98	1,395
いさき	0	312
さわら類	1	774
すずき類	2	141
いかなご	—	—
あまだい類	—	256
ふぐ類	0	247
その他の魚類	43	4,185
えび類	6	440
かに類	0	70
おきあみ類	—	—
貝 類	8	1,184
いか類	3	1,750
たこ類	9	368
うに類	1	130
海産ほ乳類	—	1
その他の水産動物類	12	654
海藻類	102	746
計	305	25,539

注：1. 四捨五入の関係で計と内訳は必ずしも一致しない。

2. 「—」は事実のないもの、「0」は単位に満たないもの、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないものを示す。

〔「海面漁業生産統計調査」（農林水産省HP、令和7年12月閲覧）より作成〕

④ 商業

令和3年における柳井市の商業の状況は、第3.2.1-10表のとおりである。

柳井市の年間商品販売額は約644億円であり、山口県の約3兆1,050億円に対し2.1%となっている。

第3.2.1-10表 商業の状況（令和3年）

県・市町	合 計			卸売業			小売業		
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販 売 額 (万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販 売 額 (万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販 売 額 (万円)
柳井市	465	3,187	6,438,150	85	594	2,021,578	380	2,593	4,416,572
山口県	14,589	112,526	310,498,646	3,303	25,009	145,648,652	11,286	87,517	164,849,994

〔「令和3年山口県の商業」（山口県、令和5年）より作成〕

⑤ 鉱工業

令和4年における柳井市の工業の状況は、第3.2.1-11表のとおりである。

柳井市の製造品出荷額等は約332億円で、山口県の約7兆6,150億円に対し0.4%となっている。

第3.2.1-11表 工業の状況（令和4年）

県・市町	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)	付加価値額 (万円)
柳井市	39	1,287	3,321,314	951,321
山口県	1,993	98,295	761,497,810	205,704,579

〔「令和4年山口県の工業」（山口県、令和7年）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

令和6年の柳井市における地目別土地面積の状況は第3.2.2-1表、対象事業実施区域及びその周辺における土地利用の状況は第3.2.2-1図のとおりである。

柳井市の地目別面積は山林が65.5km²と最も多く、田が16.6km²、宅地が8.1km²となっている。

対象事業実施区域及びその周辺は、「国土利用計画法」（昭和49年法律第92号）による「都市地域」に指定されている。また、対象事業実施区域及びその周辺における都市計画用途地域の指定状況は第3.2.2-2図のとおりであり、対象事業実施区域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づく工業専用地域となっている。

第3.2.2-1表 地目別土地面積の状況（令和6年）

（単位：km²）

県・市町	合計	地目別面積								
		田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
柳井市	103.8	16.6	6.9	8.1	—	0.1	65.5	—	2.1	5.0
山口県	3,463.1	438.0	155.6	280.1	0.0	2.4	2,381.8	0.7	79.8	124.6

注：1. 四捨五入の関係で合計と内訳は必ずしも一致しない。

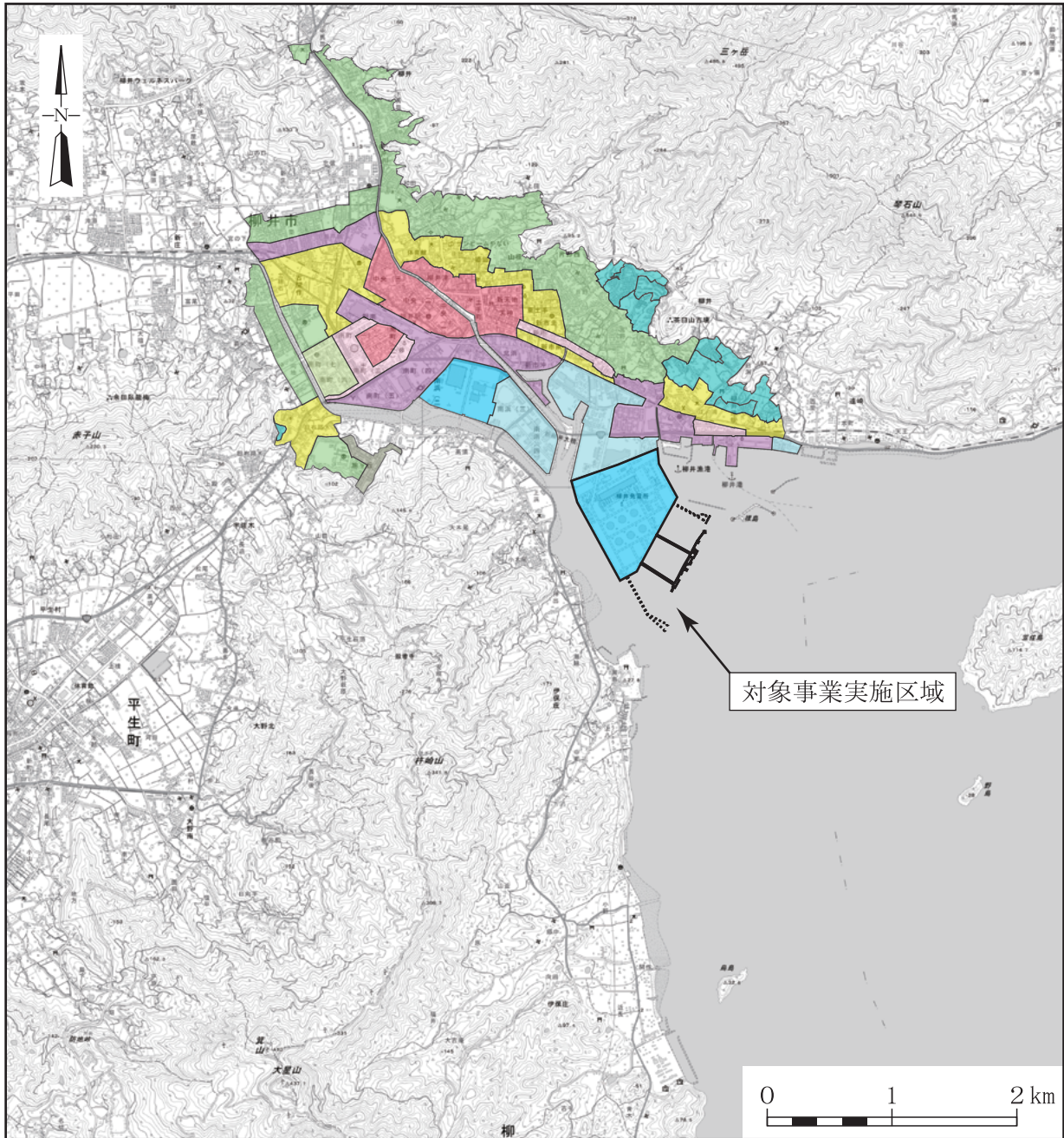
2. 「—」は該当数字なしを示す。

〔「令和7年刊山口県統計年鑑」（山口県、令和7年）より作成〕

第3.2.2-1図 土地利用の状況



第3.2.2-2図 都市計画用途地域



凡 例

〔「柳井都市計画総括図」（柳井市、令和7年）より作成〕

- | | | | |
|---|--------------|---|--------|
|  | 第一種低層住居専用地域 |  | 近隣商業地域 |
|  | 第二種低層住居専用地域 |  | 商業地域 |
|  | 第一種中層住居専用地域 |  | 準工業地域 |
|  | 第二種中高層住居専用地域 |  | 工業地域 |
|  | 第一種住居地域 |  | 工業専用地域 |

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

対象事業実施区域の周辺海域に流入する河川として、柳井川、土穂石川等の二級河川があるが、湖沼はない。位置は第3.2.3-1図のとおりである。

河川の利用状況は、「山口県のダム概要 平成24年4月1日現在」（山口県HP、令和7年12月閲覧）によれば、柳井川が特定かんがい用水に利用されている。

2. 海域の利用状況

対象事業実施区域の周辺海域の利用状況は、第3.2.3-2図のとおりである。

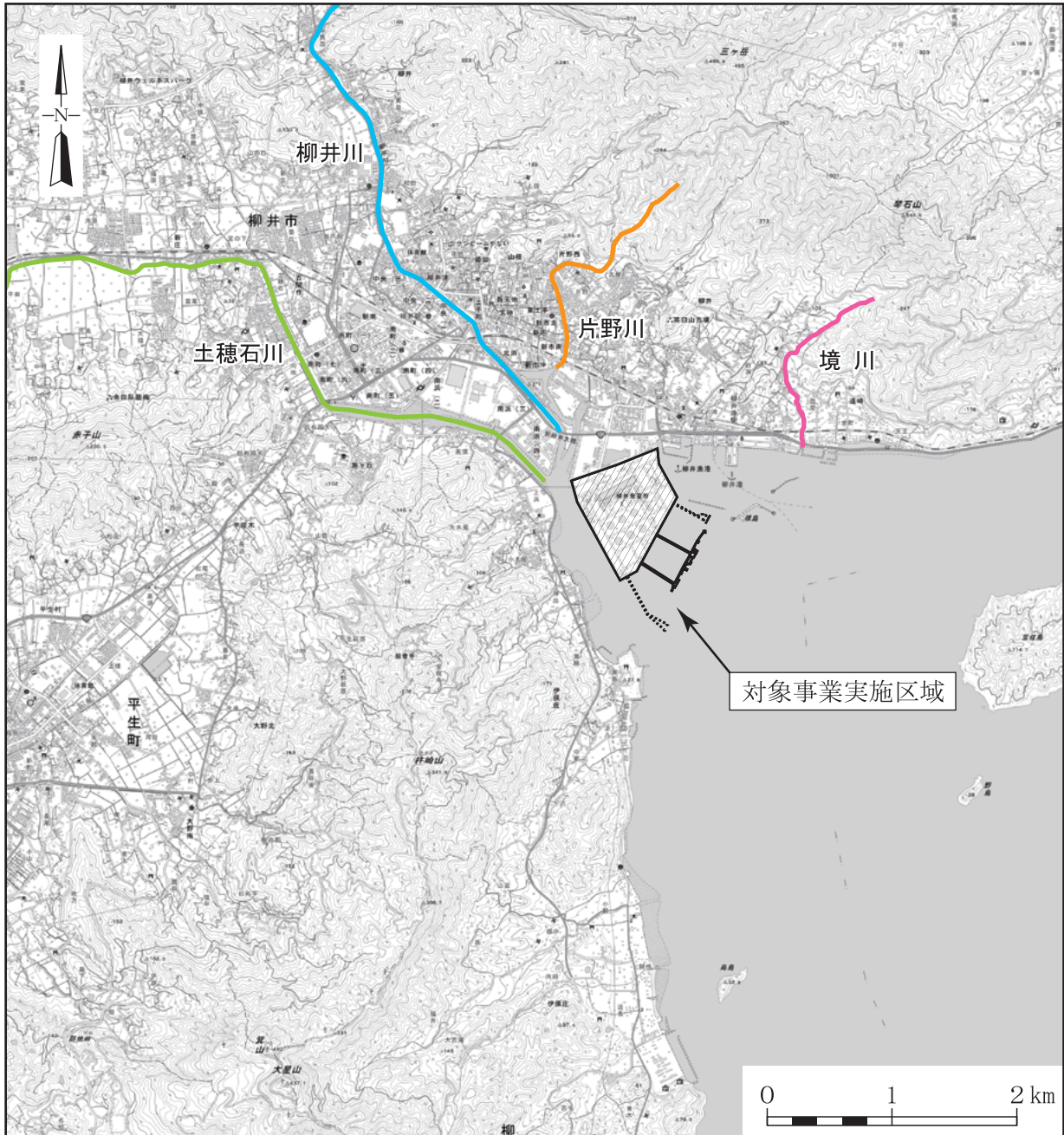
対象事業実施区域の前面海域は、「港湾法」（昭和25年法律第218号）に基づく地方港湾である柳井港に指定されている。

対象事業実施区域の周辺海域における主な漁業としては、採貝・採藻、建網等が行われており、漁業権の設定状況は第3.2.3-1表及び第3.2.3-3図のとおりである。

3. 地下水の利用状況

対象事業実施区域及びその周辺における地下水の利用状況に関する情報は、確認できなかった。

第3.2.3-1図 河川の位置

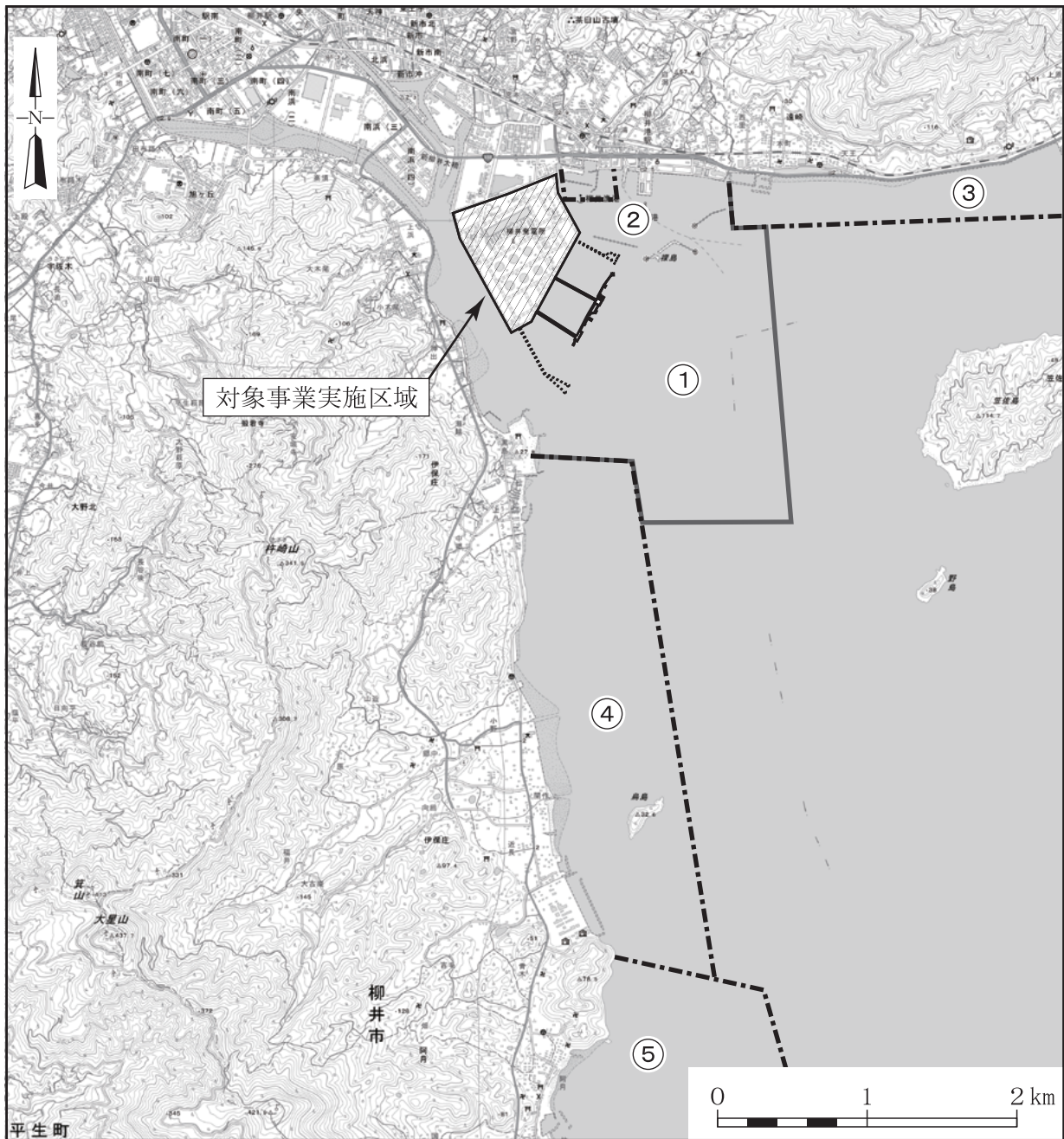


凡 例

- つつほいし
土穂石川
- 柳井川
- 片野川
- 境川

〔「山口県が管理する河川一覧」
(山口県HP、令和7年12月閲覧) 等より作成〕

第3.2.3-2図 海域の利用状況



凡 例

[「山口県柳井土木建築事務所管内図」(山口県、令和3年)より作成]

- | | |
|-------|----------|
| —— 港湾 | ----- 漁港 |
| 地方港湾 | 第2種 |
| ① 柳井港 | ② 柳井漁港 |
| | 第1種 |
| | ③ 鳴門漁港 |
| | ④ 伊保庄漁港 |
| | ⑤ 阿月漁港 |

第3.2.3-1表(1) 漁業権の内容

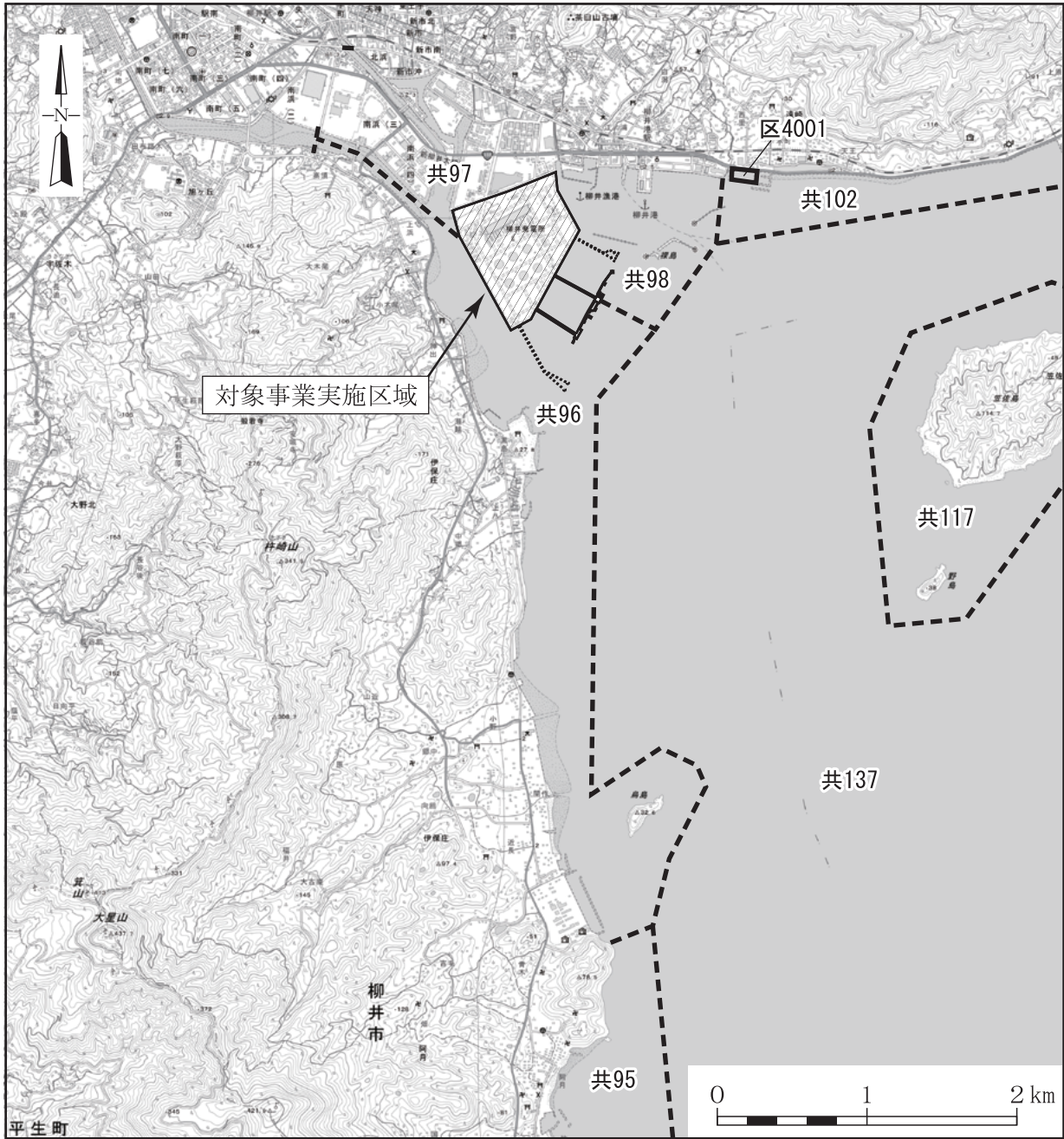
免許番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間
共第95号 共第96号	山口県漁業 協同組合 (柳井)	第一種 共同漁業	あおさ	12月1日～翌年5月31日	令和6年1月1日～ 令和15年12月31日
			あおのり	11月1日～翌年5月31日	
			あまも、あらめ	1月1日～12月31日	
			いぎす	3月1日～10月31日	
			いわのり	11月1日～翌年4月30日	
			おごのり	12月1日～翌年8月31日	
			かじめ	1月1日～12月31日	
			てんぐさ	11月1日～翌年7月31日	
			ひじき	12月1日～翌年6月30日	
			ふのり	1月1日～6月30日	
			ほんだわら	1月1日～12月31日	
			もずく	1月1日～6月30日	
			わかめ	12月1日～翌年5月31日	
			あさり、あわび、いがい、 おおのがい、かき、さざえ、 とこぶし、にし、にな、ば かがい、はまぐり、まてが い、もがい、うに、えむし	1月1日～12月31日	
共第97号 共第98号	山口県漁業 協同組合 (柳井)	第一種 共同漁業	あおさ	12月1日～翌年5月31日	令和6年1月1日～ 令和15年12月31日
			あおのり	11月1日～翌年5月31日	
			あまも、あらめ	1月1日～12月31日	
			おごのり	12月1日～翌年8月31日	
			かじめ	1月1日～12月31日	
			てんぐさ	11月1日～翌年7月31日	
			ひじき	12月1日～翌年6月30日	
			ふのり	1月1日～6月30日	
			ほんだわら	1月1日～12月31日	
			もずく	1月1日～6月30日	
			わかめ	12月1日～翌年5月31日	
			あさり、あわび、いがい、 かき、さざえ、とこぶし、 にし、にな、ばかがい、は まぐり、まてがい、もがい、 うに、えむし	1月1日～12月31日	

第3.2.3-1表(2) 漁業権の内容

免許番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間				
共第102号	大島漁業協同組合	第一種 共同漁業	あおさ	12月1日～翌年5月31日	令和6年1月1日～ 令和15年12月31日				
			あおのり	11月1日～翌年5月31日					
			あらめ	1月1日～12月31日					
			いぎす	3月1日～10月31日					
			おごのり	12月1日～翌年8月31日					
			かじめ	1月1日～12月31日					
			てんぐさ	11月1日～翌年7月31日					
			ひじき	12月1日～翌年6月30日					
			ふのり	1月1日～6月30日					
			ほんだわら	1月1日～12月31日					
			もずく	1月1日～6月30日					
			わかめ	12月1日～翌年5月31日					
			あさり、あわび、いがい、かき、さざえ、とこぶし、にし、にな、ばかがい、はまぐり、まてがい、もがい、うに、えむし	1月1日～12月31日					
			共第117号	大島町漁業協同組合		第一種 共同漁業	あおさ	12月1日～翌年5月31日	令和6年1月1日～ 令和15年12月31日
あまも、あらめ	1月1日～12月31日								
いぎす	3月1日～10月31日								
おごのり	12月1日～翌年8月31日								
かじめ	1月1日～12月31日								
てんぐさ	11月1日～翌年7月31日								
ひじき	12月1日～翌年6月30日								
ふのり	1月1日～6月30日								
ほんだわら	1月1日～12月31日								
もずく	1月1日～6月30日								
わかめ	12月1日～翌年5月31日								
あさり、あわび、いがい、かき、さざえ、とこぶし、にし、にな、ばかがい、まてがい、もがい、うに、えむし	1月1日～12月31日								
共第137号	大島、山口県(柳井、平郡、安下庄、日良居、浮島、東和町)、岩国市(岩国市、柱島)、神代、由宇、通津、和木、大島町、久賀漁業協同組合	第一種 共同漁業			あかがい、たいらぎ、とりがい、なみがい、みるくい、しゃこ、たこ、なまこ		1月1日～12月31日	令和6年1月1日～ 令和15年12月31日	
					第二種 共同漁業		建網(網丈1.5メートル以下のものに限る。)、小型定置網		
		いか単網	3月1日～6月30日						
		しろうお四つ手網	1月1日～4月30日						
区第4001号	一般社団法人山口県内海東部栽培漁業協会	第二種 区画漁業	えび養殖業	1月1日～12月31日	令和5年9月1日～ 令和15年8月31日				

「漁業権について・共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権(令和5年～)」
(山口県HP、令和7年12月閲覧)より作成

第3.2.3-3図 漁業権区域



凡例

- 共同漁業権
- 区画漁業権

〔「漁業権について・共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権（令和5年～）」
（山口県HP、令和7年12月閲覧）等より作成〕

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通

(1) 道路

対象事業実施区域及びその周辺における主要な陸上交通の状況は、第3.2.4-1図のとおりである。

主要な道路としては、一般国道188号、主要地方道の県道7号（柳井周東線）、県道72号（柳井上関線）等がある。

主要な道路における令和3年度の道路交通量観測地点は第3.2.4-1図、12時間交通量は第3.2.4-1表のとおりである。

対象事業実施区域に最も近い一般国道188号における平日の12時間の自動車類交通量は、図中番号1で11,370台、図中番号2で11,461台となっている。

第3.2.4-1表 道路交通量（令和3年度）

図中番号	道路種別	路線名	観測地点	12時間交通量 (台)
1	一般国道	188号	柳井市柳井	11,370
2			柳井市南浜三丁目	11,461
3			柳井市古開作	11,764
4			熊毛郡平生町宇佐木	10,159
5	主要地方道	県道7号（柳井周東線）	柳井市中央二丁目	4,430
6			柳井市柳井4536	10,191
7		県道22号（光柳井線）	熊毛郡田布施町下田布施	8,795
8		県道70号（柳井玖珂線）	柳井市古開作字瀬戸側	9,559
9		県道72号（柳井上関線）	柳井スタジアム前交差点	6,224
10			柳井市伊保庄黒島上	6,169
11	一般県道	県道152号（伊保庄平生線）	—	93
12			—	369
13			—	350
14		県道165号（大野南長迫線）	熊毛郡平生町大野北	1,995

注：1. 12時間交通量は、平日の午前7時～午後7時に測定したものである。

2. 図中番号は、第3.2.4-1図中の番号に対応する。

3. 「—」は観測地点の記載がないことを示す。

〔「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果表」
（山口県HP、令和7年12月閲覧）等より作成〕

(2) 鉄 道

対象事業実施区域及びその周辺における主要な鉄道の状況は、第3.2.4-2表及び第3.2.4-1図のとおりである。

対象事業実施区域の北側に西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）の山陽本線があり、令和6年度の1日平均乗車人員は65,651人で、貨物発着状況は約562千トンとなっている。また、最寄り駅として柳井港駅及び柳井駅があり、1日平均乗車人員はそれぞれ213人、1,585人となっている。

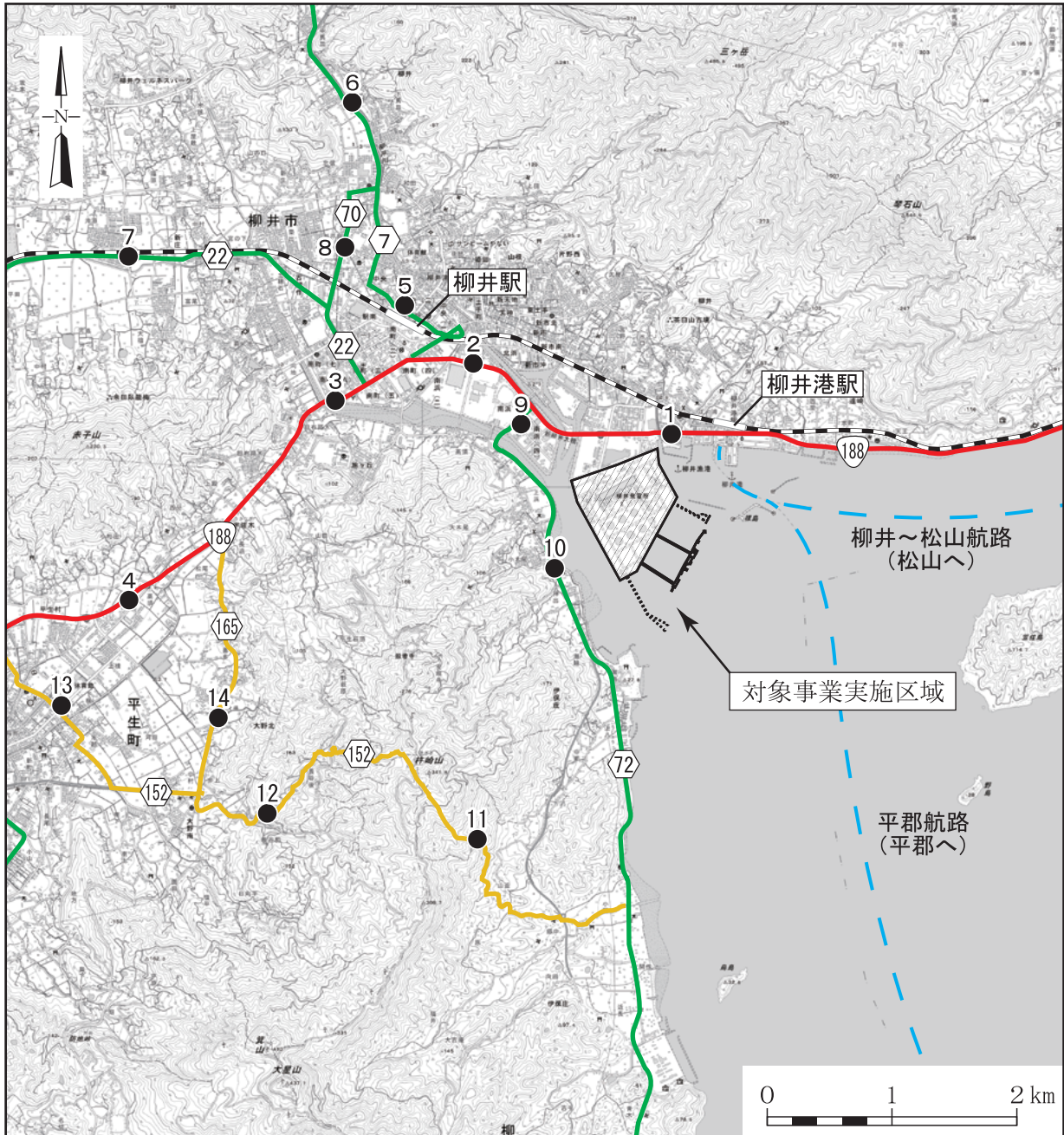
第3.2.4-2表 鉄道利用状況（令和6年度）

駅名	乗車人員 (人)			1日平均 乗車人員 (人)	貨物輸送実績 (トン)		貨物輸送トン数 (1日平均)(トン)	
	総数	普通	定期		発送	到着	発送	到着
山陽本線	23,962,660	9,651,579	14,311,081	65,651	350,965	211,209	962	579
柳井港駅	77,572			213	—	—	—	—
柳井駅	578,451			1,585	—	—	—	—

注：「—」は該当数字なしを示す。

〔「令和7年刊山口県統計年鑑」（山口県、令和7年）より作成〕

第3.2.4-1図 主要な道路、交通量調査地点位置図



凡例

- | | | |
|---|---|-----------------|
| <p>—●— 鉄道
山陽本線</p> <p>— 一般国道
188号</p> | <p>— 主要地方道</p> <p>⑦ 柳井周東線
②② 光柳井線
⑦⑦ 柳井玖珂線
⑦② 柳井上関線</p> <p>— 一般県道</p> <p>①⑤② 伊保庄平生線
①⑥⑤ 大野南長迫線</p> <p>● 道路交通量観測地点</p> | <p>— — — 航路</p> |
|---|---|-----------------|

〔「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調結果表」
(山口県HP、令和7年12月閲覧)等より作成〕

2. 海上交通

対象事業実施区域の位置する柳井市には、「港湾法」(昭和25年法律第218号)に基づく地方港湾である柳井港、「漁港漁場整備法」(昭和25年法律第137号)に基づく第2種漁港である柳井漁港、第1種漁港である鳴門漁港、伊保庄漁港、阿月漁港がある。

これらの港の利用状況は、第3.2.4-3表、第3.2.4-4表及び第3.2.3-2図のとおりである。
また、周辺海域におけるフェリー航路の位置は、第3.2.4-1図のとおりである。

第3.2.4-3表 入港船舶状況 (令和6年)

図中番号	港湾種類	港湾名	項目	総数	外航商船	内航商船	内航自動車航送船	漁船	その他
①	地方港湾	柳井港	隻数	5,393	18	785	4,532	—	58
			総トン数	4,511,457	1,980,962	60,785	2,458,095	—	11,615

注：1. 「—」は事実のないことを示す。

2. 図中番号は、第3.2.3-2図中の番号に対応する。

[「港湾統計(年報)令和6年」(国土交通省HP、令和7年12月閲覧)より作成]

第3.2.4-4表 漁港利用状況

(令和4年12月31日現在)

図中番号	利用状況 漁港		登録漁船		利用漁船		
			隻数	トン数	総隻数	地元船	外来船
②	第2種	柳井漁港	84	273.3	110	84	26
③	第1種	鳴門漁港	82	194.0	82	82	0
④		伊保庄漁港	64	126.7	64	64	0
⑤		阿月漁港	67	177.2	86	67	19

注：図中番号は、第3.2.3-2図中の番号に対応する。

[「山口県の漁港(令和6年度版)」(山口県、令和6年)より作成]

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周辺における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置状況は第3.2.5-1表及び第3.2.5-2表、それらの位置は第3.2.5-1図及び第3.2.5-2図のとおりである。

対象事業実施区域の最寄りの学校、病院については、西約0.3kmに小田小学校、北東約0.5kmに柳東小学校、北約1kmに柳井病院等がある。

また、対象事業実施区域の周辺における住宅の配置状況は、最寄りの住宅までの距離は発電所敷地境界から約0.1km、発電設備の設置予定地から北東約0.3kmである。

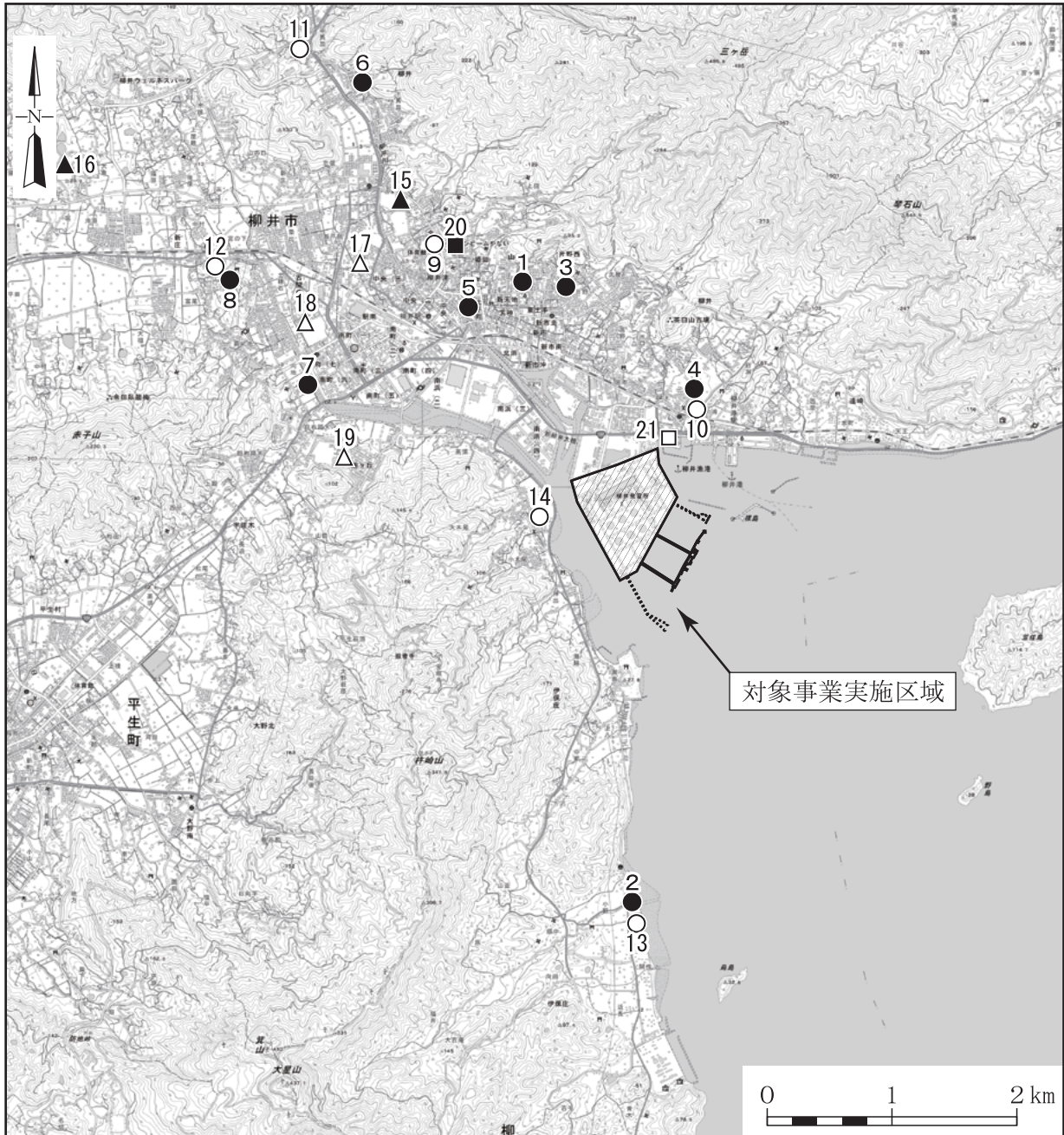
第3.2.5-1表 学校等の配置状況

項目	図中番号	名称	距離
幼稚園	1	柳美幼稚園	約1.5km
保育所	2	柳井南保育所	約2.5km
	3	ルンビニ保育園	約1.4km
	4	ルンビニ第二保育園	約0.5km
	5	放光保育園	約1.5km
	6	若葉保育園	約3.5km
	7	羽仁保育園	約2.1km
	8	新庄保育園	約3.1km
	小学校	9	柳井小学校
10		柳東小学校	約0.5km
11		柳北小学校	約4.0km
12		新庄小学校	約3.3km
13		柳井南小学校	約2.7km
14		小田小学校	約0.3km
中学校	15	柳井中学校	約2.5km
	16	柳井西中学校	約4.6km
高等学校	17	柳井学園高等学校	約2.4km
	18	柳井高等学校	約2.4km
	19	柳井商工高等学校	約1.7km
図書館	20	柳井図書館	約2.0km
その他	21	最寄りの住宅	約0.1km

注：図中番号は、第3.2.5-1図中に対応する。

「教育委員会・学校一覧」(山口県教育委員会、令和7年)
「山口県の私立学校」(山口県HP、令和7年12月閲覧)
「保育所紹介」(柳井市HP、令和7年12月閲覧)等より作成

第3.2.5-1図 学校等の配置状況



凡 例

- 幼稚園、保育所
- 小学校
- ▲ 中学校
- △ 高等学校
- 図書館
- 最寄りの住宅

「教育委員会・学校一覧」(山口県教育委員会、令和7年)
 「山口県の私立学校」(山口県HP、令和7年12月閲覧)
 「保育所紹介」(柳井市HP、令和7年12月閲覧)等より作成

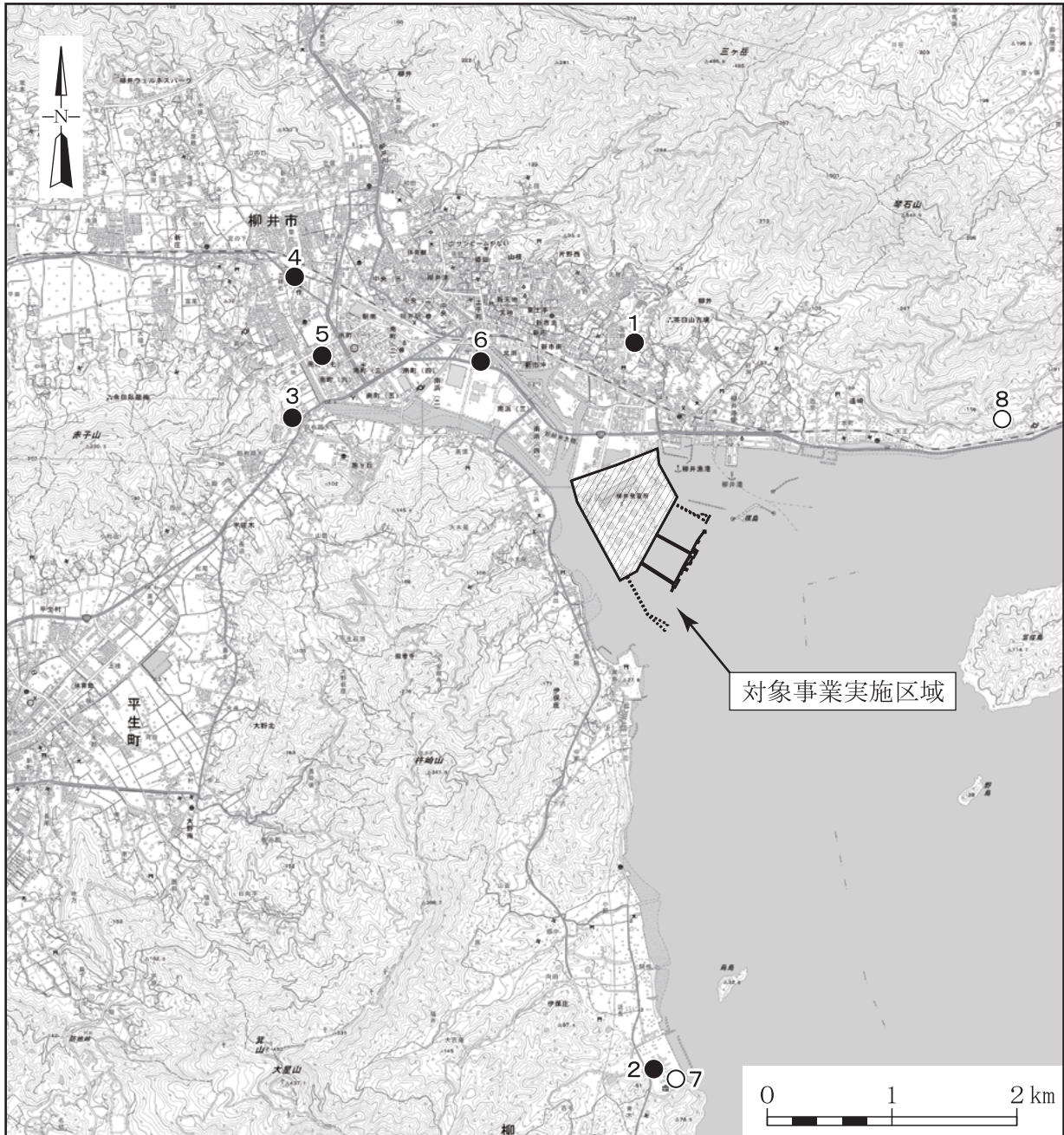
第3.2.5-2表 病院等の配置状況

項 目	図中番号	名 称	距 離	
病院及び有床診療所	●	1	柳井病院	約1.0km
		2	柳井医療センター	約3.8km
		3	周東総合病院	約2.2km
		4	弘田脳神経外科	約2.6km
		5	藤本眼科	約2.1km
		6	松井クリニック	約1.1km
特別養護老人施設等	○	7	伊保庄園	約4.0km
		8	大畠苑	約2.6km

注：図中番号は、第3.2.5-2図中に対応する。

「病院一覧」（山口県HP、令和7年12月閲覧）
 「保健福祉施設等名簿」（山口県HP、令和7年12月閲覧）
 「医療情報ネット」（厚生労働省HP、令和7年12月閲覧）より作成

第3.2.5-2図 病院等の配置状況



凡 例

- 病院及び有床診療所
- 特別養護老人施設等

「病院一覧」(山口県HP、令和7年12月閲覧)
 「保健福祉施設等名簿(特別養護老人ホーム)」
 (山口県HP、令和7年12月閲覧)
 「医療情報ネット」(厚生労働省HP、令和7年12月閲覧)より作成

3.2.6 下水道の整備状況

令和6年度における柳井市の下水道の整備状況は、第3.2.6-1表のとおりである。
下水道普及率は、柳井市で33.3%となっている。

第3.2.6-1表 下水道の整備状況（令和6年度）

県・市町	行政人口A (人)	処理区域		水洗化人口 (人)	普及率 B/A×100 (%)
		人口B (人)	面積 (ha)		
柳井市	28,978	9,646	358	8,728	33.3
山口県	1,283,492	901,146	25,689	861,050	70.2

〔「令和7年刊山口県統計年鑑」（山口県、令和7年）より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物

令和5年度における柳井市の一般廃棄物の処理状況は、第3.2.7-1表のとおりである。
柳井市の一般廃棄物の総排出量は12,839 tで、直接焼却量は10,852 tとなっている。

第3.2.7-1表 一般廃棄物の処理状況（令和5年度）

県・市町	総排出量 (t)	自家処理量	ごみ処理量					中間処理後 再生利用量 (t)	リサイクル 率 (%)	最終処分量 (t)
			合計 (t)	直接 焼却量 (t)	直接最終 処分量 (t)	焼却以外の 中間処理量 (t)	直接 資源化量 (t)			
柳井市	12,839	0	12,525	10,852	780	614	279	1,710	17.9	1,019
山口県	454,248	2	447,846	351,912	5,932	70,300	19,702	72,236	21.6	20,002

〔「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省HP、令和7年12月閲覧）より作成〕

2. 産業廃棄物

令和5年度における山口県の産業廃棄物の処理状況は、第3.2.7-2表のとおりである。

山口県の産業廃棄物の総排出量は6,784.5千tで、その60.0%が資源化されている。

また、対象事業実施区域及びその周辺における産業廃棄物処理施設数は第3.2.7-3表、産業廃棄物処理施設設置状況は第3.2.7-1図のとおりである。

第3.2.7-2表 産業廃棄物の処理状況（令和5年度）

（単位：千t/年）

県	総排出量	資源化量				減量化量	最終処分量	その他量
		合計	有償物量	直接再生利用量	処理後再生利用量			
山口県	6,784.5 (100%)	4,071.1 (60.0%)	386.5 (5.7%)	374.6 (5.5%)	3,310.0 (48.8%)	2,396.2 (35.3%)	315.7 (4.7%)	1.4 (0.02%)

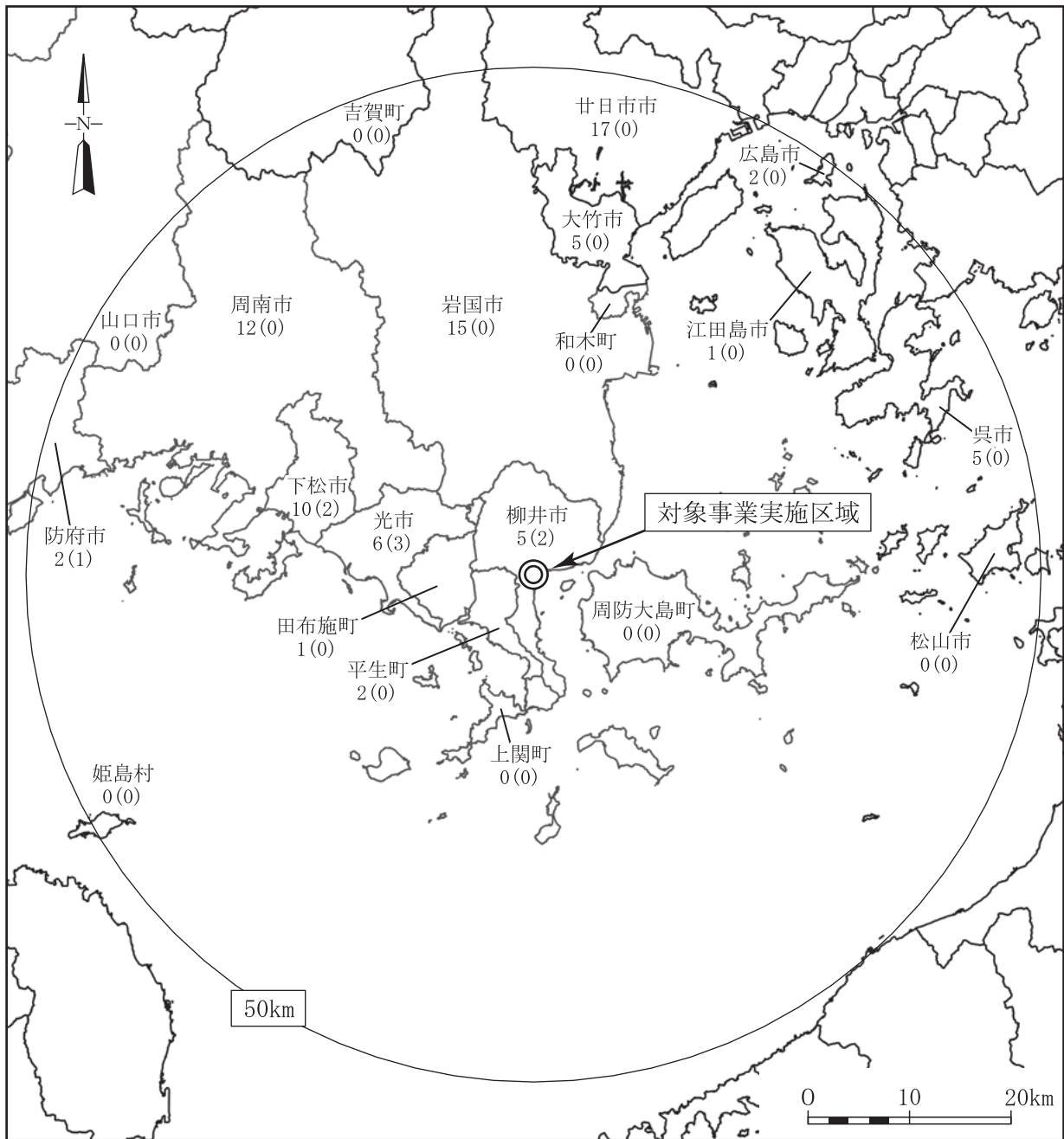
〔「令和7年版山口県環境白書」（山口県、令和7年）より作成〕

第3.2.7-3表 産業廃棄物処理施設数

県	市区町村	事業区分		計
		中間処理施設	最終処分場	
山口県	山口市	0	0	0
	防府市	2	1	3
	下松市	10	2	12
	岩国市	15	0	15
	光市	6	3	9
	柳井市	5	2	7
	周南市	12	0	12
	大島郡周防大島町	0	0	0
	熊毛郡田布施町	1	0	1
	熊毛郡平生町	2	0	2
	熊毛郡上関町	0	0	0
	玖珂郡和木町	0	0	0
小計		53	8	61
広島県	廿日市市	17	0	17
	大竹市	5	0	5
	江田島市	1	0	1
	広島市	2	0	2
	呉市	5	0	5
小計		30	0	30
島根県	鹿足郡吉賀町	0	0	0
愛媛県	松山市	0	0	0
大分県	東国東郡姫島村	0	0	0
合計		83	8	91

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省HP、令和7年12月閲覧）より作成〕

第3.2.7-1図 産業廃棄物処理施設設置状況



凡 例

図中の数字は中間処理施設の数を示し、
 () 内の数字は最終処分場の数を示す。

「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」
 （国土交通省HP、令和7年12月閲覧）より作成

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、令和3年5月19日最終改正)に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号、平成8年10月25日最終改正)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号、平成8年10月25日最終改正)、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)及び「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号、平成30年11月19日最終改正)により、第3.2.8-1表のとおり定められている。

第3.2.8-1表 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	長期的評価	1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	長期基準として	1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。
		短期基準として	1日平均値の年間98%値が35μg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	短期的評価	昼間（5時から20時まで）の1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。		
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。		
備考：1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。			

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、平成8年10月25日最終改正）
「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環大企第143号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、平成8年10月25日最終改正）
「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（昭和53年環大企第262号）
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、平成30年11月19日最終改正）より作成

② 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、令和2年3月30日最終改正）により、第3.2.8-2表のとおり定められている。

対象事業実施区域及び周辺における騒音に係る環境基準の類型指定は第3.2.8-1図のとおりであり、対象事業実施区域は工業専用地域のため、規制地域に指定されていない。

第3.2.8-2表 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (L _{Aeq})	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注：1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
6. この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

ただし、次表に掲げる地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値 (L _{Aeq})	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
備考：車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分という。		

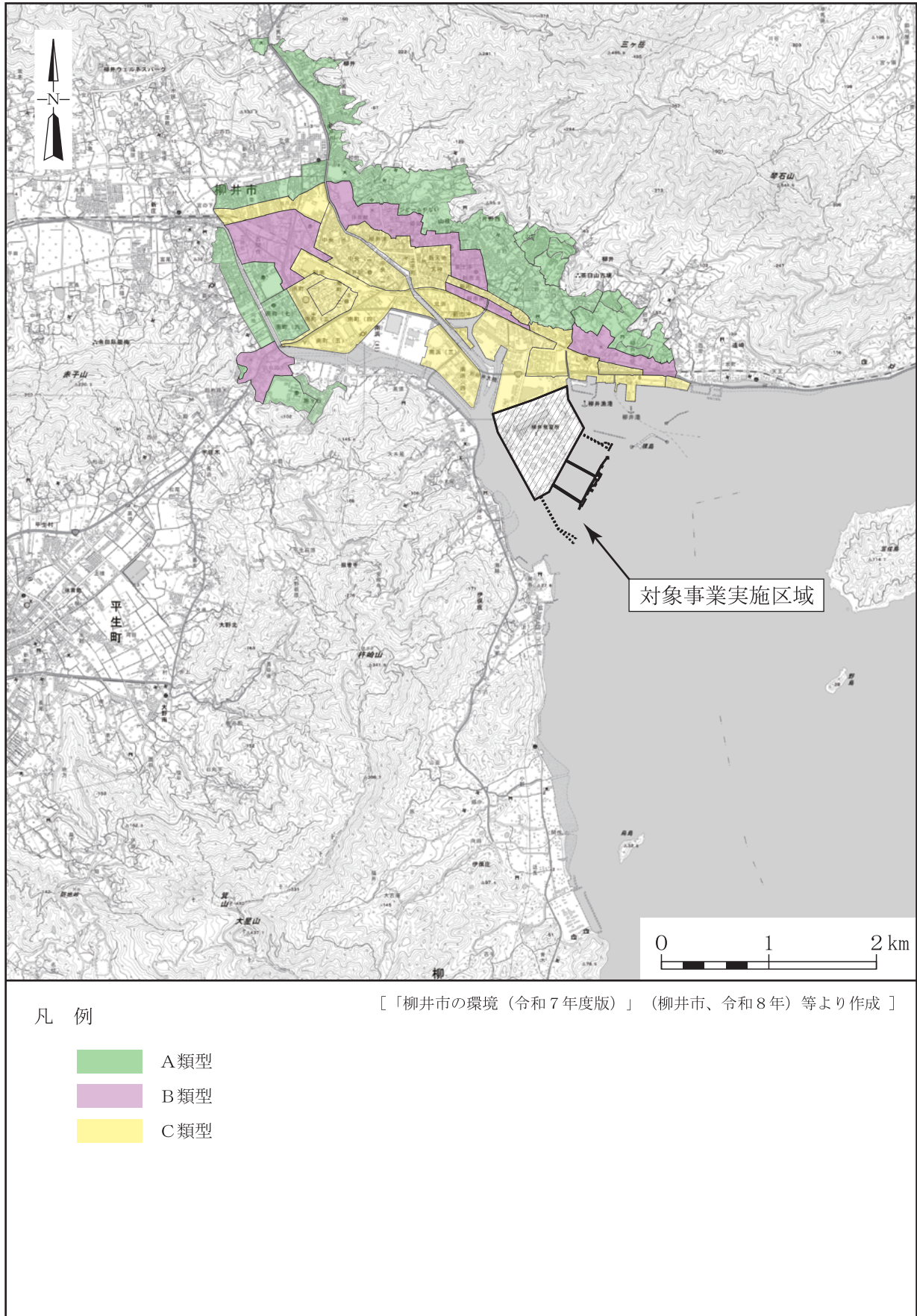
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値 (L _{Aeq})	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道をいい、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路は道路端から15mまでの範囲、また2車線を超える車線を有する道路は道路端から20mまでの範囲をいう。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、令和2年3月30日最終改正）より作成〕

第3.2.8-1図 騒音に係る環境基準の地域の類型指定状況



③ 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、令和7年3月31日最終改正）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号、令和3年10月7日最終改正）により、公共用水域については第3.2.8-3表、地下水については第3.2.8-4表のとおり定められている。

対象事業実施区域の前面海域が属する「柳井・大島海域」は、生活環境の保全に関する環境基準のA類型及びB類型に指定されており、全窒素及び全燐の環境基準はⅡ類に指定されている。全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩については類型の指定がされていない。

また、周辺海域に流入する柳井川及び土穂石川は、生活環境の保全に関する環境基準のA類型及びB類型に指定されている。

周辺海域及び主要な河川における水域の類型指定の状況は、第3.2.8-2図のとおりである。

第3.2.8-3表 水質汚濁に係る環境基準

1. 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと。」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、令和7年3月31日最終改正）より作成〕

2. 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以上	7.5mg/L以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道2級水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以上	7.5mg/L以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以上	5mg/L以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以上	5mg/L以上	—
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以上	2mg/L以上	—
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

4. 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。

5. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。

6. 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

7. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、令和7年3月31日最終改正）より作成〕

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、令和7年3月31日最終改正)より作成〕

(2) 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。
3. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下
II	水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下

備考：1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水生生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、令和7年3月31日最終改正）より作成〕

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、令和7年3月31日最終改正）より作成〕

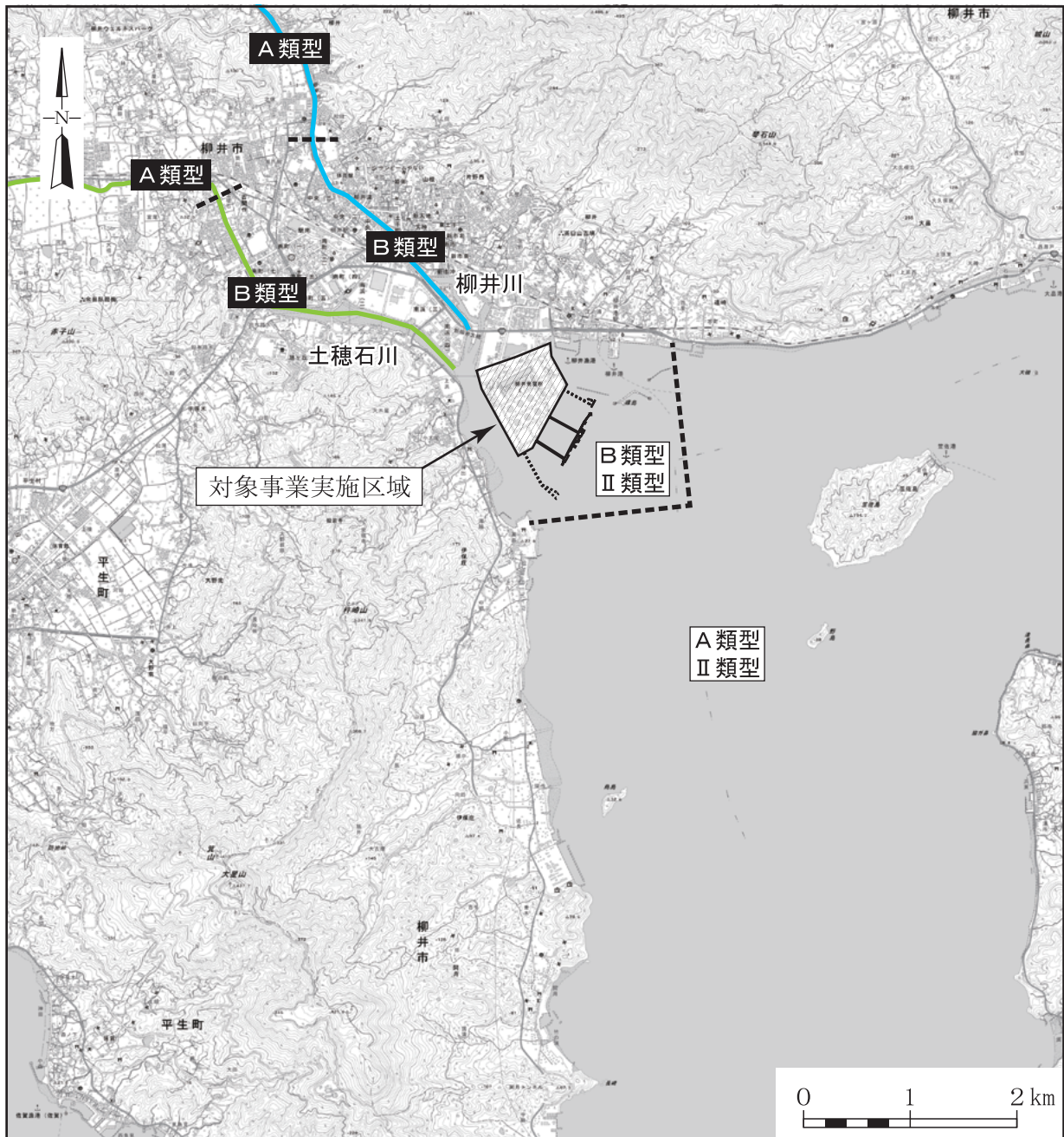
第3.2.8-4表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと。」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

〔「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号、令和3年10月7日最終改正）より作成〕

第3.2.8-2図 水質汚濁に係る環境基準の水域の類型指定状況



凡例

[「令和7年版山口県環境白書」(山口県、令和7年)より作成]

- 水域境界線
- 海域の類型指定
- 河川の類型指定

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号、令和7年3月31日最終改正）により、第3.2.8-5表のとおり定められている。

第3.2.8-5表 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考：1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては別に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 3. 「検液中に検出されないこと。」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

注：土壌の汚染に係る環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表中の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号、令和7年3月31日最終改正）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号、令和7年6月1日最終改正）に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号、令和4年11月25日最終改正）により、第3.2.8-6表のとおり定められている。

第3.2.8-6表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

備考：1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（告示の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を告示の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

- 注：1. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 2. 水質汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」
 （平成11年環境庁告示第68号、令和4年11月25日最終改正）より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号、令和7年6月1日最終改正)により、規制地域を指定して工場及び事業場から排出される大気汚染物質について、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設等を対象に、排出基準、施設の構造等に関する基準等が定められている。

また、山口県では「山口県公害防止条例」(昭和47年山口県条例第41号、令和7年3月18日最終改正)に基づき規制が行われており、「大気汚染防止法」の規制が適用されない施設、設備の規模及び有害物質等に適用範囲を拡大して排出基準等が定められている。

硫黄酸化物については、「大気汚染防止法」により、地域の区分ごとに定められた排出基準が適用され、対象事業実施区域の位置する柳井市においては第3.2.8-7表のとおりである。

窒素酸化物及びばいじんについては、「大気汚染防止法」により、ばい煙発生施設の種類、使用燃料の種類及び規模ごとに定められた排出基準が適用される。

事業の実施により大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設であるガスタービンを設置するため、第3.2.8-8表及び第3.2.8-9表のとおり適用対象となる。

第3.2.8-7表 硫黄酸化物に係る規制基準 (K値)

大気汚染防止法第三条第2項第1号の政令で定める地域	100 前各号に掲げる区域以外の地域
K 値	16 令別表第3第100号に掲げる区域 17.5

〔「大気汚染防止法施行令」(昭和43年政令第329号、令和5年6月23日最終改正)
 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、令和5年6月23日最終改正)より作成〕

第3.2.8-8表 窒素酸化物に係る規制基準

物質	ばい煙発生施設	規模	排出基準
窒素酸化物	29 ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること	70ppm (O ₂ =16%換算値)

〔「大気汚染防止法施行令」(昭和43年政令第329号、令和5年6月23日最終改正)
 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、令和5年6月23日最終改正)より作成〕

第3.2.8-9表 ばいじんに係る規制基準

物質	ばい煙発生施設	規模	排出基準
ばいじん	29 ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること	0.05g/m ³ N (O ₂ =16%換算値)

〔「大気汚染防止法施行令」(昭和43年政令第329号、令和3年9月29日最終改正)
 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、令和5年6月23日最終改正)より作成〕

② 騒音

騒音については、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号、令和7年6月1日最終改正）により、規制地域を指定して工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音の規制基準と自動車騒音に係る許容限度が定められている。

イ. 特定工場等に関する規制

指定地域内における工場・事業場のうち、著しい騒音を発生する施設（特定施設）を設置する特定工場等について、地域別・時間帯別に、特定工場等の敷地の境界線における騒音の大きさの許容限度が定められている。

特定工場等の騒音に係る規制基準は、第3.2.8-10表のとおりである。

また、対象事業実施区域及びその周辺における騒音規制に係る指定状況は、第3.2.8-3図のとおりであり、対象事業実施区域は工業専用地域のため、規制区域に指定されていない。

第3.2.8-10表 特定工場等の騒音に係る規制基準

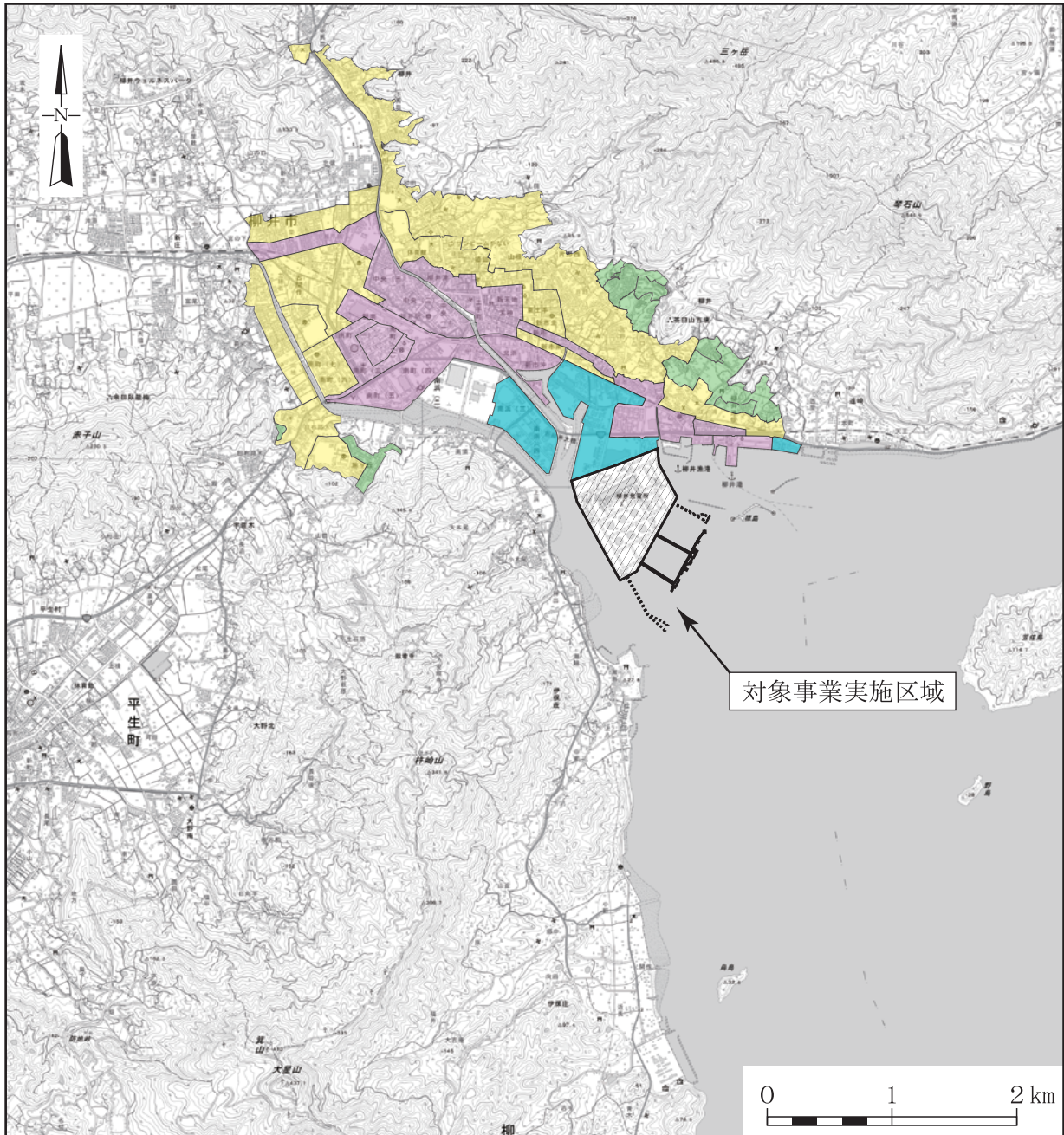
(単位：デシベル)

区域の区分		時間の区分		朝・夕		夜間	
		8時～18時		6時～8時 18時～21時		21時～6時	
種別	地域	法	告示	法	告示	法	告示
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	45以上 50以下	50	40以上 45以下	45	40以上 45以下	40
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	50以上 60以下	60	45以上 50以下	50	40以上 50以下	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60以上 65以下	65	55以上 65以下	65	50以上 55以下	55
第4種区域	工業地域	65以上 70以下	70	60以上 70以下	70	55以上 65以下	65

注：「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」
 (昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号、令和2年3月30日最終改正)
 平成24年柳井市告示第8、9号より作成

第3.2.8-3図 騒音規制に係る指定状況



凡 例

[「柳井市の環境（令和7年度版）」（柳井市、令和8年）等より作成]

- 第1種区域
- 第2種区域
- 第3種区域
- 第4種区域

ロ. 特定建設作業に関する規制

指定地域内における建設工事のうち、著しい騒音を発生する作業を伴う特定建設作業が規制されている。

特定建設作業騒音に係る規制基準は、第3.2.8-11表のとおりであり、対象事業実施区域は工業専用地域のため、規制区域に指定されていない。

第3.2.8-11表 特定建設作業騒音に係る規制基準

特定建設作業の区分	音の大きさの許容限度	禁止される作業時間	1日の作業の許容時間	連続作業の許容期間	休日作業の禁止
くい打機 くい抜機 くい打くい抜機の使用作業	85デシベル	第1号区域 午後7時から 翌日の 午前7時まで	第1号区域 10時間	6日以内	日曜日その他の 休日には行わないこと
びょう打機の使用作業					
さく岩機の使用作業					
空気圧縮機の使用作業					
コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設 けて行う作業					
バックホウの使用作業					
トラクターショベルの使用 作業		第2号区域 午後10時から 翌日の 午前6時まで	第2号区域 14時間		
ブルドーザーの使用作業					
鋼球解体作業					
コンクリートバイブレー ターの使用作業					
コンクリートカッター アスファルトカッターの使 用作業					

注：1. 第1号区域とは、規制地域のうち第1種、第2種、第3種区域並びに第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内をいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号、令和4年6月22日最終改正）第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号、令和5年6月16日最終改正）第7条第1項に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号、令和5年6月7日最終改正）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号、令和元年6月7日最終改正）第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号、令和5年5月19日最終改正）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号、令和5年6月16日最終改正）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
2. 第2号区域とは、規制地域のうち第1号区域以外の区域をいう。

「騒音規制法施行令」（昭和43年政令第324号、令和3年12月24日最終改正）
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
 （昭和43年厚生省・建設省告示第1号、令和2年3月30日最終改正）
 「山口県公害防止条例施行規則」（昭和48年山口県規則第46号、令和4年12月13日最終改正）
 平成24年柳井市告示第10号 より作成

ハ. 自動車騒音の要請限度

市町村長は、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度（以下「自動車騒音の要請限度」という。）を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」（昭和35年法律第105号、令和6年6月21日最終改正）の規定による措置をとるよう要請できる。

自動車騒音の要請限度は、区域の区分ごとに第3.2.8-12表のように定められている。

また、対象事業実施区域及びその周辺における自動車騒音の要請限度に係る指定状況は、第3.2.8-4図のとおりであり、対象事業実施区域は工業専用地域のため、規制区域に指定されていない。

第3.2.8-12表 自動車騒音の要請限度

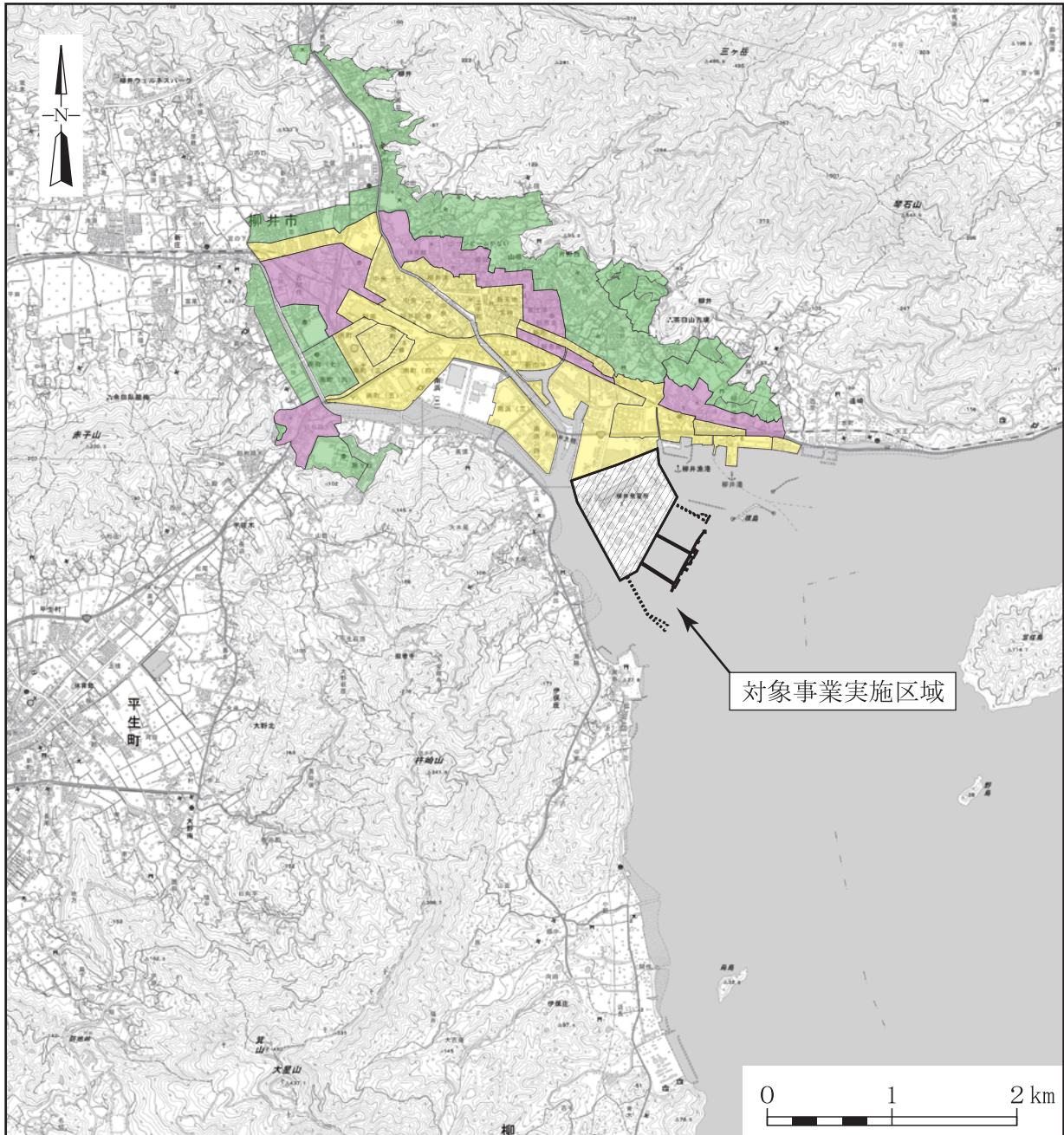
（単位：デシベル）

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		6時～22時	22時～6時
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65	55
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70	65
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75	70
備考：1. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。 2. a 区域、b 区域及びc 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として市長が定めた区域をいう。 a 区域：第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域			

注：「第1種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号、令和2年3月30日最終改正）
平成24年柳井市告示第11号 より作成

第3.2.8-4図 自動車騒音の要請限度に係る指定状況



凡 例

- a 区域
- b 区域
- c 区域

[「柳井市の環境（令和7年度版）」（柳井市、令和8年）等より作成]

③ 振 動

振動については、「振動規制法」（昭和51年法律第64号、令和7年6月1日最終改正）により、規制地域を指定して工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動の規制基準と道路交通振動に係る要請の措置が定められている。

イ. 特定工場等に関する規制

指定地域内における工場・事業場のうち、著しい振動を発生する施設（特定施設）を設置する特定工場等について、地域別・時間帯別に、特定工場等の敷地の境界線における振動の大きさの規制基準が定められている。

特定工場等の振動に係る規制基準は、第3.2.8-13表のとおりである。

また、対象事業実施区域及びその周辺における振動規制に係る指定状況は、第3.2.8-5図のとおりであり、対象事業実施区域は工業専用地域のため、規制区域に指定されていない。

第3.2.8-13表 特定工場等の振動に係る規制基準

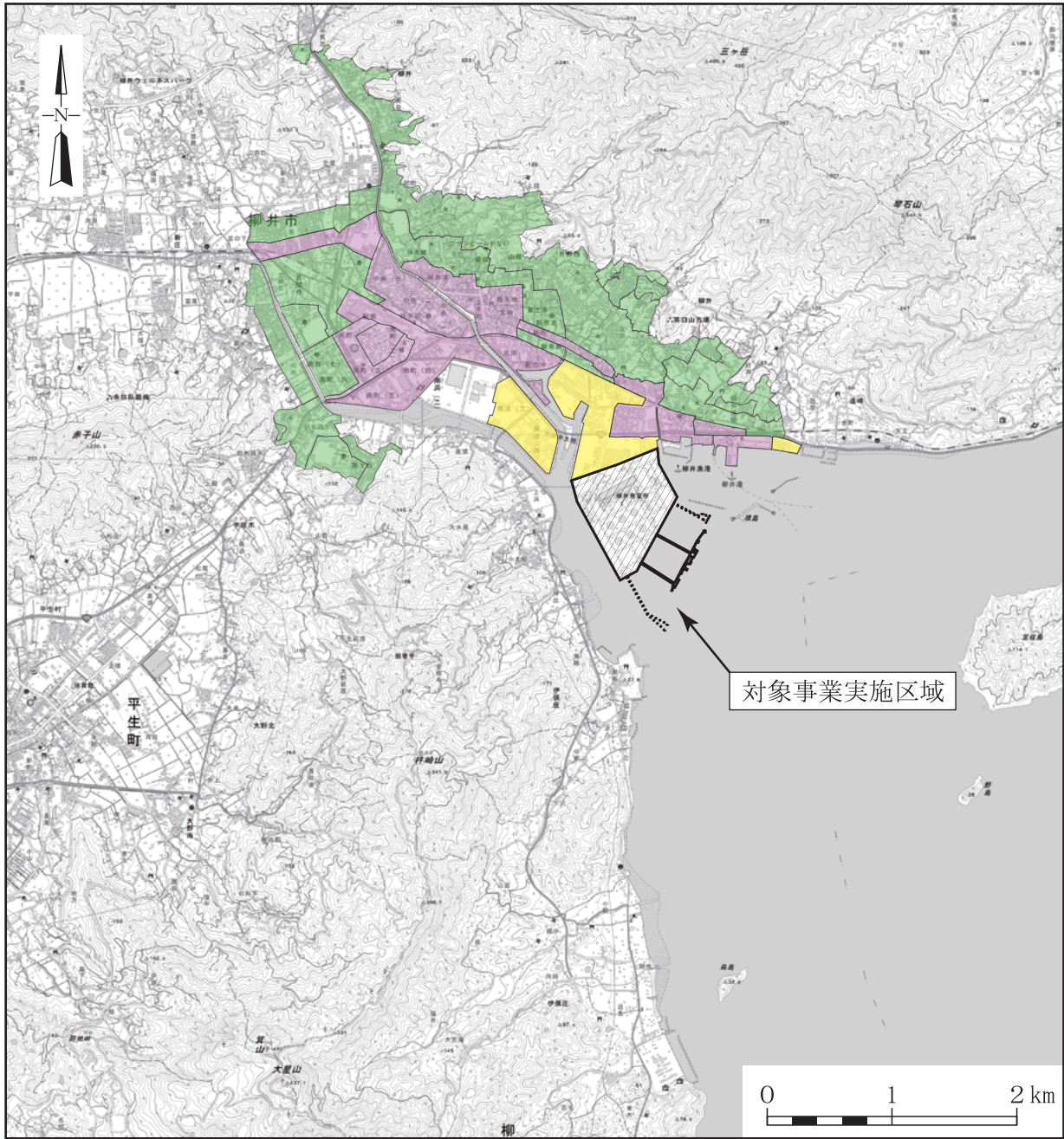
(単位：デシベル)

区域の区分		時間の区分		夜 間	
		8時～19時		19時～8時	
種 別	地 域	法	告 示	法	告 示
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	60以上 65以下	60	55以上 60以下	55
第2種区域(1)	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65以上 70以下	65	60以上 65以下	60
第2種区域(2)	工業地域		70		65

注：「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」
 (昭和51年環境庁告示第90号、平成27年4月20日最終改正)
 平成24年柳井市告示第13、14号 より作成

第3.2.8-5図 振動規制に係る指定状況



凡 例

[「柳井市の環境（令和7年度版）」（柳井市、令和8年）等より作成]

- 第1種区域
- 第2種区域（1）
- 第2種区域（2）

ロ. 特定建設作業に関する規制

指定地域内における建設工事のうち、著しい振動を発生する作業を伴う特定建設作業が規制されている。

特定建設作業振動に係る規制基準は、第3.2.8-14表のとおりであり、対象事業実施区域は工業専用地域のため、規制区域に指定されていない。

第3.2.8-14表 特定建設作業振動に係る規制基準

特定建設作業の区分	振動の許容限度	禁止される作業時間	1日の作業の許容時間	連続作業の許容期間	休日作業の禁止
くい打機 くい抜機 くい打くい抜機の使用作業	75デシベル	第1号区域 午後7時から 翌日の 午前7時まで	第1号区域 10時間	6日以内	日曜日その他の休日には行わないこと
鋼球の使用作業					
舗装版破碎機の使用作業					
ブレーカーの使用作業					

注：1. 第1号区域とは、規制地域のうち第1種、第2種区域（1）並びに第2種区域（2）のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内をいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号、令和4年6月22日最終改正）第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号、令和5年6月16日最終改正）第7条第1項に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号、令和5年6月7日最終改正）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号、令和元年6月7日最終改正）第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号、令和5年5月19日最終改正）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号、令和5年6月16日最終改正）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
2. 第2号区域とは、規制地域のうち第1号区域以外の区域をいう。

「振動規制法施行令」（昭和51年政令第280号、令和3年12月24日最終改正）
「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、令和3年3月25日最終改正）
平成24年柳井市告示第15号 より作成

ハ. 道路交通振動の要請限度

市町村長は、指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度（以下「道路交通振動の要請限度」という。）を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための措置又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置をとるよう要請できる。

道路交通振動の要請限度は、区域の区分ごとに第3.2.8-15表のように定められている。

また、対象事業実施区域は工業専用地域のため、規制区域に指定されていない。

第3.2.8-15表 道路交通振動の要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	区域の範囲	昼 間	夜 間
		午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日午前8時まで
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	65以下	60以下
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	70以下	65以下

注：「第1種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。

〔「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、令和3年3月25日最終改正）
平成24年柳井市告示第16号 より作成〕

④ 悪臭

悪臭については、「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号、令和7年6月1日最終改正)により、規制地域を指定して工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制基準が定められている。

火力発電所において使用、排出する特定悪臭物質の種類はアンモニアがある。アンモニアの敷地境界線の地表に係る規制基準は第3.2.8-16表、対象事業実施区域及びその周辺における悪臭規制に係る指定状況は第3.2.8-6図のとおりであり、対象事業実施区域はC地域に指定されている。

また、排出口における規制基準は、次の式により算出された流量とされている。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \times C_m$$

q : 流量 (m³N/h)

H_e : 補正された排出口の高さ (m)

C_m : 敷地境界の基準値 (ppm)

排出口の高さ補正は、次の算式により行うものとする(5m未満となる場合については、この式は適用しないものとする。)

$$H_e = H_o + 0.65(H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795\sqrt{Q \times V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1\right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \times V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}\right) + 1$$

【記号】

H_e : 補正された排出口の高さ (m)

H_o : 排出口の実高さ (m)

Q : 15℃における排出ガス量 (m³/s)

V : 排出ガスの排出速度 (m/s)

T : 排出ガスの温度 (K)

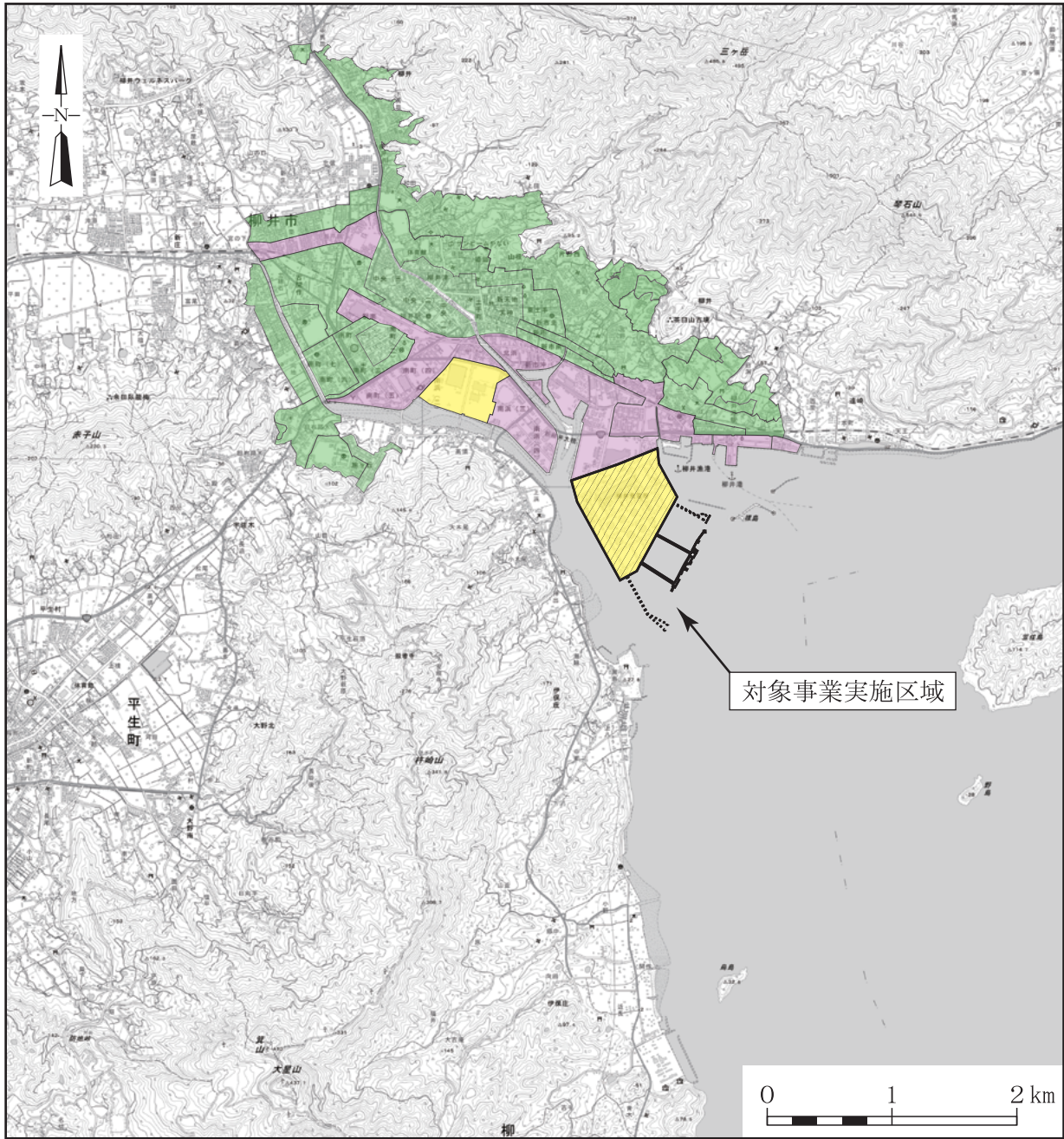
第3.2.8-16表 アンモニアの敷地境界線の地表に係る規制基準

(単位: ppm)

地域の区分	A地域	B地域	C地域
特定悪臭物質の種類			
アンモニア	1	2	5
備考: A地域、B地域及びC地域は、次のとおりである。 A地域: 第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域 B地域: 準工業地域及び工業地域 C地域: 工業専用地域			

[平成24年柳井市告示第17、18号より作成]

第3.2.8-6図 悪臭規制に係る指定状況



凡 例

[「柳井市の環境（令和7年度版）」（柳井市、令和8年）等より作成]

- A地域
- B地域
- C地域

⑤ 水質汚濁

水質汚濁については、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号、令和7年6月1日最終改正）により、工場や事業場から排出される水質汚濁物質について、物質の種類ごとにおいて規制基準が定められている。また、同法では特定施設に対して排水基準（一律排水基準）が定められており、一律排水基準では水質汚濁の防止が不十分な地域においては、都道府県が条例によって厳しい基準（上乘せ排水基準）を定めることができ、山口県では「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年山口県条例第5号、令和6年12月17日最終改正）（以下「排水基準を定める条例」という。）により上乘せ排水基準が定められている。排水基準は、第3.2.8-17表のとおりである。

山口県では国の「第9次総量削減基本方針」（令和4年1月）を受け、「第9次総量削減計画」（令和4年10月）を策定し、「水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準」（平成19年山口県告示第337号、令和4年11月29日最終改正）、「水質汚濁防止法の規定に基づく窒素の含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準」（平成19年山口県告示第338号、令和4年10月21日最終改正）、「水質汚濁防止法の規定に基づくりんの含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準」（平成19年山口県告示第339号、平成24年5月25日最終改正）により、指定地域（水質汚濁防止法第4条の2第1項及び瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する区域）内で日平均排水量50m³/日以上の特定期間から排出される排水量の汚濁負荷量について、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準が定められている。総量規制基準は第3.2.8-18表のとおりである。

瀬戸内海の環境については、環境省が「瀬戸内海環境保全特別措置法」第3条の規定に基づき、「瀬戸内海環境保全基本計画」を策定し、山口県が同法第4条の規定に基づき「瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画」を策定している。

第3.2.8-17表 (1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準 (有害物質)

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつき 0.03mg	1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき 0.02mg
シアン化合物	1Lにつき 1mg	チウラム	1Lにつき 0.06mg
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1Lにつき 1mg	シマジン	1Lにつき 0.03mg
		チオベンカルブ	1Lにつき 0.2mg
		ベンゼン	1Lにつき 0.1mg
鉛及びその化合物	1Lにつき 0.1mg	セレン及びその化合物	1Lにつき 0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき 0.2mg	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきほう素10mg 海域に排出されるもの1Lにつきほう素230mg
砒素及びその化合物	1Lにつき 0.1mg		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき 0.005mg	ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきふっ素8mg 海域に排出されるもの1Lにつきふっ素15mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。		
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき 0.003mg		
トリクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg		
テトラクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg		
ジクロロメタン	1Lにつき 0.2mg		
四塩化炭素	1Lにつき 0.02mg		
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき 0.04mg		
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき 1mg		
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.4mg		
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき 3mg	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき 0.06mg		
		1,4-ジオキサン	1Lにつき 0.5 mg

備考：1. 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

[「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、令和7年7月1日最終改正）]

第3.2.8-17表 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準 (生活環境項目)

項目	許容限度	上乘せ排水基準
水素イオン濃度	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下	—
生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	1Lにつき160mg (日間平均1Lにつき120mg)	1Lにつき 15mg (日間平均10mg)
浮遊物質量	1Lにつき200mg (日間平均1Lにつき150mg)	1Lにつき 20mg (日間平均15mg)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	1Lにつき 5mg	1Lにつき 1mg
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	1Lにつき 30mg	1Lにつき 5mg
フェノール類含有量	1Lにつき 5mg	1Lにつき 1mg
銅含有量	1Lにつき 3mg	—
亜鉛含有量	1Lにつき 2mg	—
溶解性鉄含有量	1Lにつき 10mg	1Lにつき 3mg
溶解性マンガン含有量	1Lにつき 10mg	1Lにつき 3mg
クロム含有量	1Lにつき 2mg	—
ふっ素含有量	—	—
大腸菌数	日間平均800CFU/mL	—
窒素含有量	1Lにつき 120mg (日間平均1Lにつき 60mg)	—
燐含有量	1Lにつき 16mg (日間平均1Lにつき 8mg)	—
備考：1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。		

注：上乘せ排水基準は、本事業に適用される「その他のもの 排出水量100,000m³以上」について記載し、「—」は記載なしを示す。

「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、令和7年7月1日最終改正）
「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」
（昭和47年山口県条例第5号、令和6年12月17日最終改正）より作成

第3.2.8-18表 総量規制基準（山口県）

整理番号	業種その他の区分	項目	C 値	
232(10)	2～231、 232(1)～(9) のいずれにも分類され ないもの	化学的酸素要 求量	C _{co} (昭和55年6月30日までに設置した施設)	60 mg/L
			C _{ci} (昭和55年7月1日～平成3年6月30日に設置し た施設)	50 mg/L
			C _{cj} (平成3年7月1日以降に設置した施設)	40 mg/L
		窒素含有量	C _{no} (平成14年9月30日までに設置した施設)	40 mg/L
			C _{ni} (平成14年10月1日以降に設置した施設)	30 mg/L
		りん含有量	C _{po} (平成14年9月30日までに設置した施設)	4 mg/L
			C _{pi} (平成14年10月1日以降に設置した施設)	3 mg/L

注：事業場において許容される汚濁負荷量L(kg/日)は項目毎に下式で算出される。

$$\text{化学的酸素要求量 } L_c = (C_{cj} \times Q_{cj} + C_{ci} \times Q_{ci} + C_{co} \times Q_{co}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素含有量 } L_n = (C_{ni} \times Q_{ni} + C_{no} \times Q_{no}) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん含有量 } L_p = (C_{pi} \times Q_{pi} + C_{po} \times Q_{po}) \times 10^{-3}$$

C：各施設の設置時期毎に山口県知事が定める一定の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量(mg/L)

Q：各施設の設置時期毎の特定排出水量(m³/日)

「水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準」
(平成19年山口県告示第337号、令和4年11月29日最終改正)
「水質汚濁防止法の規定に基づく窒素の含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準」
(平成19年山口県告示第338号、令和4年10月21日最終改正)
「水質汚濁防止法の規定に基づくりんの含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準」
(平成19年山口県告示第339号、平成24年5月25日最終改正) より作成

⑥ 底質

底質については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号、令和7年6月1日最終改正）により、水底土砂に係る判定基準が第3.2.8-19表のとおり定められている。

第3.2.8-19表 水底土砂に係る判定基準

項 目	環境上の条件
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
水銀又はその化合物	検液1Lにつき水銀0.005mg以下
カドミウム又はその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.03mg以下
鉛又はその化合物	検液1Lにつき鉛0.1mg以下
有機りん化合物	検液1Lにつき有機りん化合物1mg以下
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.2mg以下
ひ素又はその化合物	検液1Lにつきひ素0.1mg以下
シアン化合物	検液1Lにつきシアン1mg以下
ポリ塩化ビフェニル	検液1Lにつきポリ塩化ビフェニル0.003mg以下
銅又はその化合物	検液1Lにつき銅3mg以下
亜鉛又はその化合物	検液1Lにつき亜鉛2mg以下
ふっ化物	検液1Lにつきふっ素15mg以下
トリクロロエチレン	検液1Lにつきトリクロロエチレン0.1mg以下
テトラクロロエチレン	検液1Lにつきテトラクロロエチレン0.1mg以下
ベリリウム又はその化合物	検液1Lにつきベリリウム2.5mg以下
クロム又はその化合物	検液1Lにつきクロム2mg以下
ニッケル又はその化合物	検液1Lにつきニッケル1.2mg以下
バナジウム又はその化合物	検液1Lにつきバナジウム1.5mg以下
廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物	試料1kgにつき塩素40mg以下
ジクロロメタン	検液1Lにつきジクロロメタン0.2mg以下
四塩化炭素	検液1Lにつき四塩化炭素0.02mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき1,2-ジクロロエタン0.04mg以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき1,1-ジクロロエチレン1mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつきシス-1,2-ジクロロエチレン0.4mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1,1,1-トリクロロエタン3mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき1,1,2-トリクロロエタン0.06mg以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき1,3-ジクロロプロペン0.02mg以下
チウラム	検液1Lにつきチウラム0.06mg以下
シマジン	検液1Lにつきシマジン0.03mg以下
チオベンカルブ	検液1Lにつきチオベンカルブ0.2mg以下
ベンゼン	検液1Lにつきベンゼン0.1mg以下
セレン又はその化合物	検液1Lにつきセレン0.1mg以下
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき1,4-ジオキサン0.5mg以下
ダイオキシン類	検液1Lにつきダイオキシン類10pg-TEQ以下
〔備考〕	
	1. この表に掲げる基準は、本総理府令第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
	2. 「検出されないこと。」とは、本総理府令第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第6号、令和7年10月1日最終改正）より作成

⑦ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号、令和7年6月1日最終改正）により、都道府県知事が、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地又は土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の土壌汚染の状況について、土地所有者等に調査をさせて報告を命ずることができ、調査の結果により汚染されている区域を指定区域とする。

対象事業実施区域及びその周辺には、「土壌汚染対策法」による指定区域並びに「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年法律第139号、平成23年8月30日最終改正）による農用地土壌汚染対策地域はない。

⑧ 地盤沈下

地盤沈下については、「工業用水法」（昭和31年法律第146号、令和7年6月1日最終改正）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年法律第100号、令和7年6月1日最終改正）により、規制地域を指定して地下水の採取の規制等が定められている。

対象事業実施区域及びその周辺には、地下水採取に係る指定地域はなく、かつ、事業の実施に必要な用水は小瀬川工業用水道から供給を受けることとしており、地下水の採取は行わない。

⑨ ダイオキシン類

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号、令和7年6月1日最終改正）により、工場又は事業場に設置される特定施設から排出される排出ガス又は排出水について排出基準が定められている。

事業の実施にあたっては、政令に定める特定施設の設置はないことから、排出基準は適用されない。

⑩ 特定化学物質

特定化学物質については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号、平成15年2月3日最終改正）により、政令で定める化学物質を製造・使用・生成・排出する事業者は、排出量、移動量及び取扱量の届出、特定化学物質管理書の作成提出、事故時の応急措置・通報届出が定められている。

⑪ 産業廃棄物等

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号、令和7年6月1日最終改正）により、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物を排出する事業者は、自らの責任において適正に処理することが定められている。

また、建設工事については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、令和7年6月1日最終改正）により、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた建築物等に係る解体工事又は一定規模以上の建設工事（その施工に特定建設資材を使用する新築工事等）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けている。

⑫ 残 土

残土については、「建設副産物適正処理推進要綱」（建設省経建発第3号、平成14年5月30日最終改正）により、建設発生土は発生の抑制、再使用、再利用等の促進と分別、保管及び運搬を適正に行うことが定められている。

また、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号、令和7年6月14日最終改正）により、建設発生土（土砂）は指定副産物に定められており、体積が500m³以上を搬出する場合は再生資源利用促進計画の作成等を行うことが定められている。

⑬ 温室効果ガス等

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号、令和7年6月1日最終改正）により、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（特定排出者）は、事業を所管する大臣に温室効果ガス排出量の報告が義務付けられている。

また、山口県では「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画 改定版）」（山口県、令和5年）に基づき、部門、分野ごとに排出量を算定している。

⑭ エネルギー

イ. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和54年法律第49号、令和7年6月1日最終改正）に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年経済産業省告示第66号、令和5年3月31日最終改正）により、発電専用設備を新設する場合の基準発電効率が第3.2.8-20表、電力供給業のベンチマーク指標及び中長期的に目標とすべき水準が第3.2.8-21表のとおり定められている。

石炭による火力発電の新設基準について、42.0%、可燃性ガス及び都市ガスによる火力発電の新設基準は50.5%、石油その他の燃料による火力発電は39.0%に設定されている。

第3.2.8-20表 基準発電効率

発電方式	基準発電効率（単位：％）
石炭による火力発電	42.0
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電	50.5
石油その他の燃料による火力発電	39.0

- 備考：1. この表に掲げる基準発電効率の値は、定格時の高位発熱量基準による発電端効率について定めたものである。
2. この表に掲げる基準発電効率の値は、離島〔「電気事業法」（昭和39年法律第170号、令和5年6月7日最終改正）第2条第1項第8号イに規定する離島をいう。別表第5において同じ。〕に設置するものについては適用しない。
3. この表に掲げる基準発電効率の値は、次に掲げる条件を全て満たす、設備容量が20万kW未満の可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電設備の発電効率については適用しない。
- (1) 発電の開始から最大出力状態までに、平均で毎分15%以上の出力変化が可能であること。
- (2) 定格時の高位発熱量基準による発電端効率が44.5%以上であること。

〔「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年経済産業省告示第66号、令和5年3月31日最終改正）より作成〕

第3.2.8-21表 電力供給業のベンチマーク指標及び中長期的に目標とすべき水準

事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
電力供給業	当該事業を行っている工場の火力発電設備（離島に設置するものを除く。）における①から③の合計量（火力発電効率A指標） ① 石炭による火力発電（以下この表において「石炭火力発電」という。）の効率を石炭火力発電の効率の目標値（41.00%）で除した値と、火力発電量のうち石炭火力発電量の比率との積 ② 可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電（以下この表において「ガス火力発電」という。）の効率をガス火力発電の効率の目標値（48.00%）で除した値と、火力発電量のうちガス火力発電量の比率との積 ③ 石油その他の燃料による火力発電（以下この表において「石油等火力発電」という。）の効率を石油等火力発電の効率の目標値（39.00%）で除した値と、火力発電量のうち石油等火力発電量の比率との積	火力発電効率A指標においては1.00以上
	当該事業を行っている工場の火力発電設備（離島に設置するものを除く。）における①から③の合計量（火力発電効率B指標） ① 石炭火力発電の効率と火力発電量のうち石炭火力発電量の比率との積 ② ガス火力発電の効率と火力発電量のうちガス火力発電量の比率との積 ③ 石油等火力発電の効率と火力発電量のうち石油等火力発電量の比率との積	火力発電効率B指標においては44.3%以上

注：電力供給業は、電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業のうち、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項の電気を発電する事業の用に供する火力発電設備を設置して発電を行う事業

〔「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年経済産業省告示第66号、令和5年3月31日最終改正）より作成〕

ロ. エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成21年法律第72号、令和5年4月1日最終改正）に基づく「エネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準」（平成28年経済産業省告示第112号、令和6年3月29日最終改正）により、小売電気事業者は、自ら供給する電気の非化石電源比率を令和12年度に44%以上にすることが求められている。

ハ. 東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議とりまとめの概要

経済産業省及び環境省は、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議」（経済産業省・環境省 平成25年）を設置し、電力の安定供給の確保、燃料コストの削減、環境保全に取り組むための合意事項をまとめ、「環境アセスメントにおける二酸化炭素の取り扱い」について、次のとおり公表している。

(イ) BAT (Best Available Technology)

国は、今後の発電技術の開発動向も勘案して、発電技術を以下の3つに分類し、事業者がBATの採用を検討する際の参考となるよう、「最新鋭の発電技術の商用化及び開発状況」（BATの参考表）を整理・公表している。

- (A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術
- (B) 商用プラントとして着工済み発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続に入っている発電技術
- (C) 上記以外の開発・実証段階の発電技術

事業者は、当該技術の採用を検討するにあたり(B)についても採用の可能性を検討したうえで(A)以上のものとするよう努め、国は審査を行うものとしている。

(ロ) 国の地球温暖化対策の目標・計画との整合性

環境アセスメントの審査にあたり、以下の場合においては、国の目標・計画との整合性は確保されてるものと整理する。

- ① 国の二酸化炭素排出削減目標と統合的な目標を掲げる電力業界全体の枠組みに事業者が参加し、当該枠組みの下で二酸化炭素排出削減に取り組んでいくこととしている場合
- ② 当該枠組みの下で計画的に二酸化炭素排出削減の取組を行うこととしている場合であって、自主的な取組として、天然ガス火力を超過する分に相当する純増分について海外での削減に係る取組を行うなどの環境保全措置を講じることとしている場合

二. 2040 年度におけるエネルギー需給の見通し

「2040年度エネルギー需給の見通し（関連資料）」（資源エネルギー庁 令和7年）では、単一的前提ありきではなく、様々な不確実性が存在することを念頭に、エネルギー政策におけるS+3Eの原則の下、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減、及び2050年ネットゼロを目指すことを踏まえ、現時点において幅を持ってエネルギー需給の見通しが示されている。

2050年カーボンニュートラルに向けて不確実性が大きい中、官民が予見可能性を持ちながら、経済成長と排出削減の両立に向けた取組を進めるための野心的な目標として2040年度温室効果ガス73%削減との目標を設定しており、2040年度エネルギー需給見通しについては、こうした野心的な目標を前提に、将来からバックキャストして考える方法が採用されている。このため、2040年度エネルギー需給見通しは、前提により変わり得るものであり、かつ、一定の技術進展が実現する場合に到達可能なものであることを踏まえた上で、我が国のエネルギー政策として目指すべき方向性が示されている。

（第3.2.8-22表）

第3.2.8-22表(1) エネルギー需要及び電力需要の見通し

項目	2013年度（実績）	2022年度（実績）	2040年度（見通し）
エネルギー需要	3.6億kL	3.1億kL	2.6～2.7億kL程度
電力需要	0.99兆kWh	0.90兆kWh	0.9～1.1兆kWh程度

「2040年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）」（資源エネルギー庁 令和7年）より作成

第3.2.8-22表(2) 電源構成

項目	2013年度（実績）	2022年度（実績）	2040年度（見通し）
発電電力量	1.08兆kWh	1.00兆kWh	1.1～1.2兆kWh
再エネ	10.9%	21.8%	4～5割程度
太陽光	1.2%	9.2%	23～29%程度
風力	0.5%	0.9%	4～8%程度
水力	7.3%	7.7%	8～10%程度
地熱	0.2%	0.3%	1～2%程度
バイオマス	1.6%	3.7%	5～6%程度
原子力	0.9%	5.6%	2割程度
火力	88.3%	72.6%	3～4割程度

「2040年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）」（資源エネルギー庁 令和7年）より作成

ホ. 電気事業低炭素社会協議会及びカーボンニュートラル行動計画

電気事業連合会加盟10社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び新電力有志は、平成27年7月に低炭素社会の実現に向けた自主的枠組みを構築するとともに、「電気事業における低炭素社会実行計画（現カーボンニュートラル行動計画）」で掲げた目標の達成に向けた取組みを着実に推進するため、平成28年2月に「電気事業低炭素社会協議会」を設立した。（2026年3月時点で60社で構成）

カーボンニュートラル行動計画では、国全体での削減目標（2030年度において2013年度比▲46%）の達成に向けて、安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性と同時に環境への適合を図るS+3Eの実現のため、最大限取組むことを基本として、合理性を維持しつつ、国が示す野心的な「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」に基づく国全体の二酸化炭素排出係数実現を目指す。^{※1、※2}

また、火力発電所の新設等に当たり、プラント規模に応じて、経済的に利用可能な最良の技術(BAT)を活用すること等により、最大削減ポテンシャルとして約1,100万t-CO₂の排出削減を見込む。^{※2、※3}

※1 「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」が実現した場合の国全体での二酸化炭素排出係数は、0.25kg-CO₂/kWh程度（使用端）。

※2 エネルギー・環境政策や技術開発の国内外の動向、事業環境の変化等を踏まえて、PDCAサイクルを推進する中で、必要に応じて本「目標・行動計画」を見直していく。

※3 2013年度以降の主な電源開発におけるBATの導入を、従来型技術導入の場合と比較した効果等を示した最大削減ポテンシャル。

⑮ 景 観

景観については、「美しい国づくり政策大綱」（平成15年7月）の制定により、「景観法（平成16年法律第110号）」が制定され、山口県において景観施策の柱とする「山口県景観ビジョン（平成17年3月）」を策定した。

柳井市では、「山口県景観ビジョン」に基づき、「柳井景観ワークショップ（平成22年）」を開催し、「ふるさと柳井市100景（平成23年）」として、対象事業実施区域である柳井発電所も選定されている。

(3) その他環境保全計画等

① 山口県環境基本計画の概要

山口県では、環境の保全に関する施策の大綱として、「山口県環境基本計画」を平成10年3月に策定し、これまで社会情勢の変化に応じて、第3次計画まで見直しを行いながら環境関連施策を推進してきた。

こうした中、近年では、地球温暖化に起因する気候変動や生態系への影響、マイクロプラスチック等による海洋ごみ問題など、顕在化する様々な課題を背景として、「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げる「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」や地球温暖化対策の新たな枠組みであるパリ協定が採択され、また、平成30年4月に策定された国の第5次環境基本計画においては「目指すべき持続可能な社会」の姿として、各地域がそれぞれの特性を活かした自立・分散型社会の形成が重要であるとする「地域循環共生圏」の考え方が提唱されるなど、国内外の情勢は大きく変化している。

こうした状況に的確に対応しながら、山口県環境基本条例の基本理念を踏まえた本計画の基本目標である「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」を目指し、令和3年3月に本計画を改定（第4次計画）した。第4次計画では、3つの基本方針及び6つの重点施策を掲げ、本県に関わる全ての方とのパートナーシップのもと、複数の課題を同時に解決するとともに、多面的な効果を発揮できるよう、各種取組を推進することとしている。

なお、第4次計画第2章第3節「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」は、令和5年3月に改定された生物多様性基本法に基づく国の生物多様性国家戦略を踏まえ、令和6年7月に改定されている。

【山口県環境基本計画（第4次計画）の概要】

基本目標

健全で恵み豊かな環境の保全と創造
～みんなでつくる環境・経済・社会が調和する持続可能なやまぐち～

計画期間

令和3年度～令和12年度

基本方針

- ① 健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための低炭素・循環型・自然共生社会の構築
- ② 県民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保
- ③ 「持続可能なやまぐち」を実現する人づくり・地域づくり

重点施策

- ① 気候変動対策の推進
- ② 循環型社会の形成
- ③ いのちと暮らしを支える生物多様性の保全
- ④ 生活環境の保全
- ⑤ 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進
- ⑥ やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進

〔「令和7年版山口県環境白書」（山口県、令和7年）より作成〕

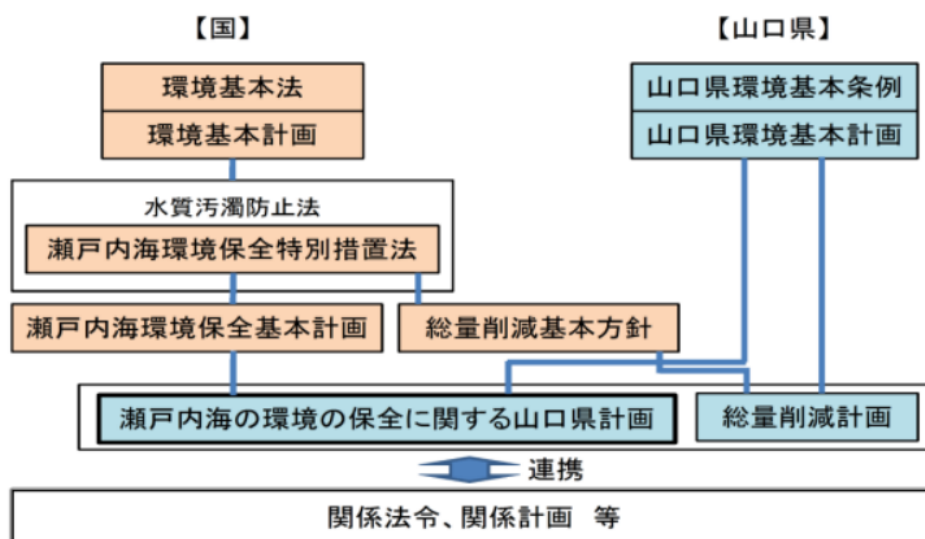
② 瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画

「瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画」（以下「県計画」という。）は、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び政府が策定した瀬戸内海環境保全基本計画（以下「国基本計画」という。）に基づき、山口県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関する中・長期にわたる総合的な計画として定めるものである。

国基本計画が、法の基本理念に加えられた「気候変動」の観点も踏まえ、新しい時代にふさわしい「里海づくり」を総合的に推進し、令和4年2月に計画変更されたことを受け、令和7年2月に県計画を変更し、諸施策を総合的に推進している。

計画期間は、令和6年度から令和12年度までとなっており、計画の体系は第3.2.8-7図のとおりである。

第3.2.8-7図 瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画の体系



〔「瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画」（山口県、令和7年）より作成〕

③ 山口県地球温暖化対策実行計画の概要

山口県では、地球温暖化対策推進法に基づき、「山口県地球温暖化対策実行計画」を平成26年8月に策定し、令和3年3月に策定した第2次計画では、気候変動適応法に基づく地域での気候変動適応計画の内容を追加している。

また、令和5年3月には国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ同計画を改定し、温室効果ガス削減目標の再設定や関連施策の見直し等を行うとともに、地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業の対象区域の設定に関する県基準を定めている。

【山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画 改定版）の概要】

計画期間

令和3年度～令和12年度

計画の基準年度

平成25年度

温室効果ガスの削減対策 [緩和策]

<削減目標>

令和12年度において基準年度比35.1%削減

<再生可能エネルギーの導入目標>

300万kW（令和12年度）

<重点プロジェクト>

- ① 県民総参加による地球温暖化対策の推進
- ② 省・創・蓄エネの導入促進
- ③ 移動・物流の脱炭素化の促進
- ④ 健全な森林の整備と県産木材の利用促進
- ⑤ 地域資源を活用した持続可能な地域づくりの推進
- ⑥ 産業分野における脱炭素化の促進

気候変動適応の推進 [適応策]

本県にも影響の可能性のあるものや、すでに把握している「影響」と現時点で想定される今後の適応の「方向性」を7分野に整理

- ① 農業、森林・林業、水産業
- ② 水環境・水資源
- ③ 自然生態系
- ④ 自然災害・沿岸域
- ⑤ 健康
- ⑥ 産業・経済活動
- ⑦ 県民生活

〔「令和7年版山口県環境白書」（山口県、令和7年）より作成〕

④ 山口県循環型社会形成推進基本計画の概要

山口県では、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けた取組を推進し、次世代により良い環境を残すため、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤となる「山口県循環型社会形成推進条例」を平成16年3月に制定している。この条例では、循環型社会の形成を進める上での、基本原則や、県・事業者・県民の責務を明らかにするとともに、循環型社会の形成に関する基本的施策や循環資源の循環的な利用の促進のための具体的施策などを規定している。

平成18年3月には同条例及び廃棄物処理法に基づき、「山口県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、これまで社会情勢の変化に応じて、第4次計画まで見直しを行いながら、循環型社会の形成に関する施策を推進してきた。

第5次計画（令和8年3月策定）では、「やまぐち未来維新プラン」との整合を図りつつ、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」、「山口県環境基本計画（第4次計画）」等を踏まえ、脱炭素社会や自然共生社会の形成に向けた取組とも連携を図りながら、「自助」「共助」「公助」の視点に基づき、サーキュラーエコノミーへの移行による循環型社会の形成を推進することとしている。

また、本計画の推進にあたっては、県民、事業者、行政の各主体が自らの役割を担うとともに共通の認識を持ち、互いに連携・協働して取り組むこととしている。

【山口県循環型社会形成推進基本計画（第5次計画）の概要】

計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

対象廃棄物等

一般廃棄物、産業廃棄物、未利用資源

基本方針

3R+(ぶらす)の推進、廃棄物の適正処理の推進、廃棄物の適正処理体制の確保、循環型社会を担う人づくり・地域づくりの推進

目標

一般廃棄物の減量に関する目標 3項目

産業廃棄物の減量に関する目標 3項目

取組指標

目標の達成に向けた取組指標 18項目

施策の展開

一般廃棄物循環プラン、産業廃棄物循環プラン、循環型社会を担う人づくり・地域づくりプラン

重点プロジェクト

ぶちエコやまぐち3R+(ぶらす)県民運動の推進、動静脈連携・高度化による資源循環の促進、廃棄物の適正処理の推進、海洋プラスチックごみ対策の強化、次代につながる広域連携の強化

個別計画

山口県食品ロス削減推進計画（第2次計画）、山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画

〔「山口県循環型社会形成推進基本計画（第5次計画）」（山口県、令和8年）より作成〕

⑤ 柳井市における環境基本計画

柳井市では柳井市環境基本条例（平成17年6月制定）に基づき、平成19年3月に第1次柳井市環境基本計画、平成29年6月に第2次柳井市環境基本計画を策定した。環境基本計画は、柳井市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのもので、その進捗状況については、市民に公表することとしている。

環境基本計画では7つの指標について、数値目標を掲げているが、令和6年度はそのうちの5つの指標が基準年度（平成27年度）に比べて維持・改善されたと示されている。（第3.2.8-8図）

第3.2.8-8図 柳井市環境基本計画の環境施策の体系



〔「第2次柳井市環境基本計画」（柳井市、平成29年）
「柳井市の環境（令和7年度版）」（柳井市、令和8年）より作成〕

2. 自然関係法令等

対象事業実施区域及びその周辺である柳井市を主な範囲とした自然関係法令等による指定の状況については、第3.2.8-23表及び第3.2.8-9図のとおりである。

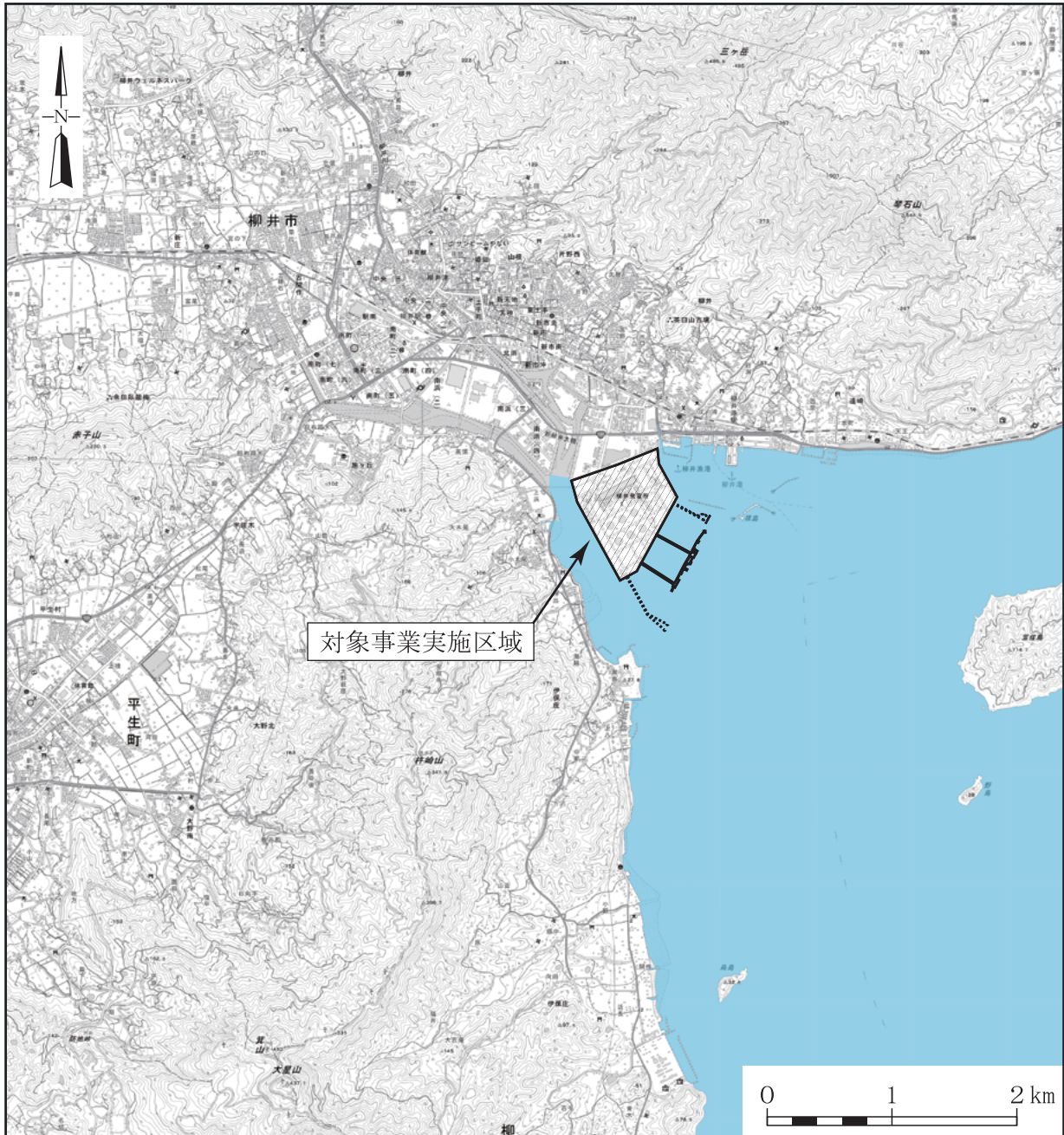
第3.2.8-23表 自然関係法令等による指定の状況

地域その他の対象			指定等の有無		関係法令等	
			柳井市	対象事業実施区域		
自然保護	自然公園	国立公園（特別地域）	×	×	自然公園法	
		国立公園（普通地域）	○	○		
		国定公園	×	×		
		県立自然公園	×	×		山口県立自然公園条例
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法	
		自然環境保全地域	×	×		
		県自然環境保全地域	×	×		山口県自然環境保全条例
		自然海浜保全地区	×	×		山口県自然海浜保全地区条例
	自然再生事業の対象区域		×	×	自然再生推進法	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約 ^{※1}	
	緑地	特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法	
		緑地保全地域	×	×		
		緑化地域	×	×		
		緑地協定	×	×		
		生産緑地地区	×	×		生産緑地法
	動植物保護	緑地環境保全地域	○	×	山口県自然環境保全条例	
		生息地等保護区	×	×	種の保存法 ^{※2}	
		鳥獣保護区特別保護地区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
鳥獣保護区		○	×			
特定猟具使用禁止区域（銃器）		○	×			
指定猟具禁止区域		○	×			
登録簿に掲げられる湿地の区域		×	×	ラムサール条約 ^{※3}		
保護水面	×	×	水産資源保護法			
文化遺産		×	×	世界遺産条約 ^{※1}		
文化財保護	史跡・名勝	国指定	史跡・名勝	○	×	文化財保護法
			天然記念物	○	×	
	天然記念物	県指定	史跡・名勝	○	×	山口県文化財保護条例
			天然記念物	×	×	
		市指定	史跡・名勝	○	×	柳井市文化財保護条例
	天然記念物	○	×			
景観保全	景観	重要文化的景観	×	×	文化財保護法	
		景観重要建造物・景観重要樹木	×	×	景観法	
		景観地区・準景観地区	×	×		
		風致地区	×	×	都市計画法	
		大規模行為届出対象地域	×	×	柳井市都市景観条例	
国土防災	保安林		○	×	森林法	
	海岸保全区域		○	×	海岸法	
	砂防指定地		○	×	砂防法	
	急傾斜地崩壊危険区域		○	×	がけ崩れ防止法 ^{※4}	
	地すべり防止区域		○	×	地すべり等防止法	

- ※：1. 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」
 2. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
 3. 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」
 4. 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」

「主な自然保護関係法令について」（山口県HP、令和7年12月閲覧）
 「ふるさと山口的自然公園案内図」（山口県、平成22年3月）
 「山口県鳥獣保護区等概要図」（山口県環境生活部自然保護課、令和6年）
 「山口県の文化財」（山口県HP、令和6年4月閲覧）等より作成

第3.2.8-9図(1) 自然関係法令等による指定の状況

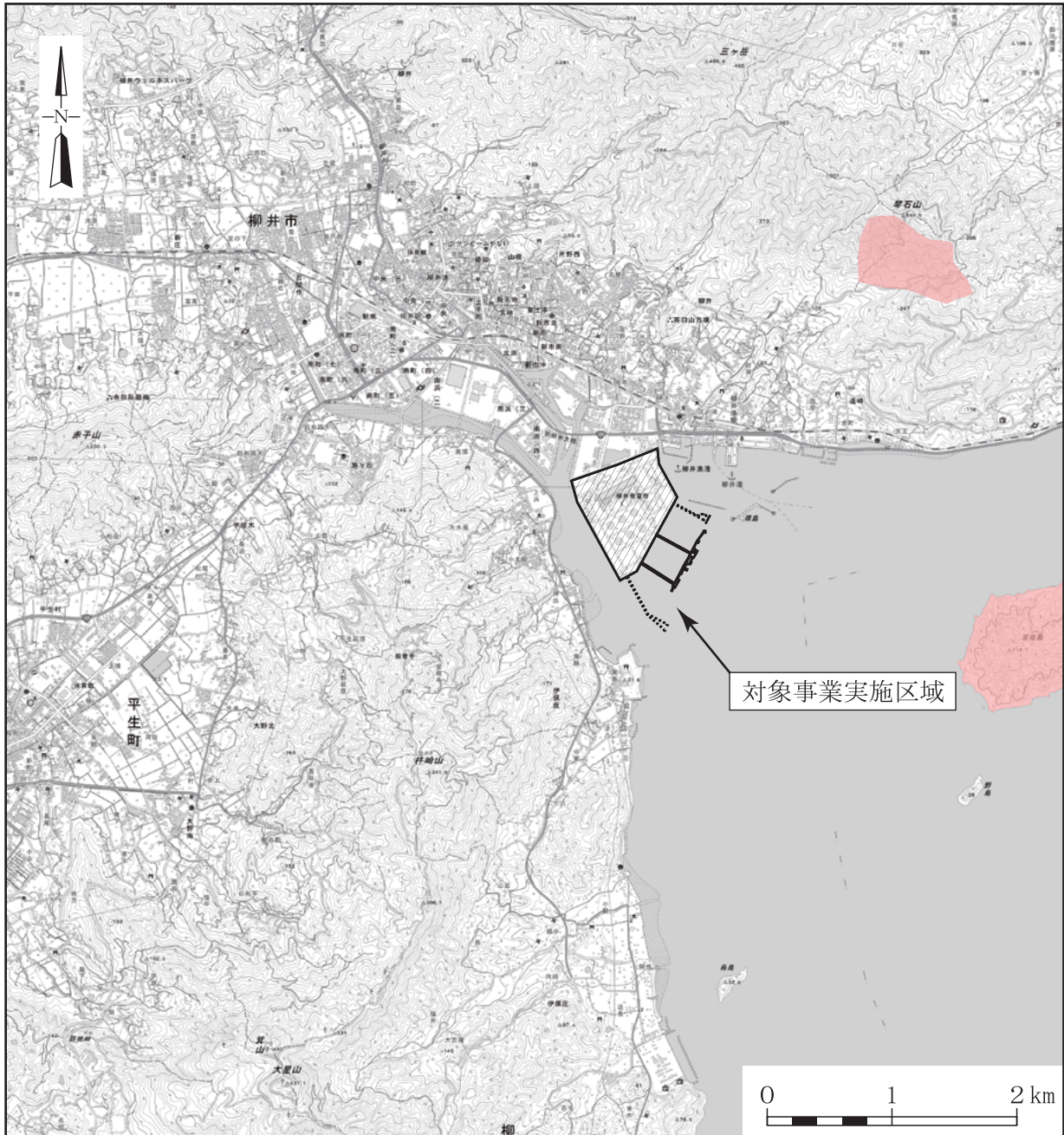


凡 例

瀬戸内海国立公園（普通地域）

「瀬戸内海国立公園（山口県・福岡県地域東部）区域及び公園計画図」（環境省HP、令和7年12月閲覧）より作成

第3.2.8-9図(2) 自然関係法令等による指定の状況

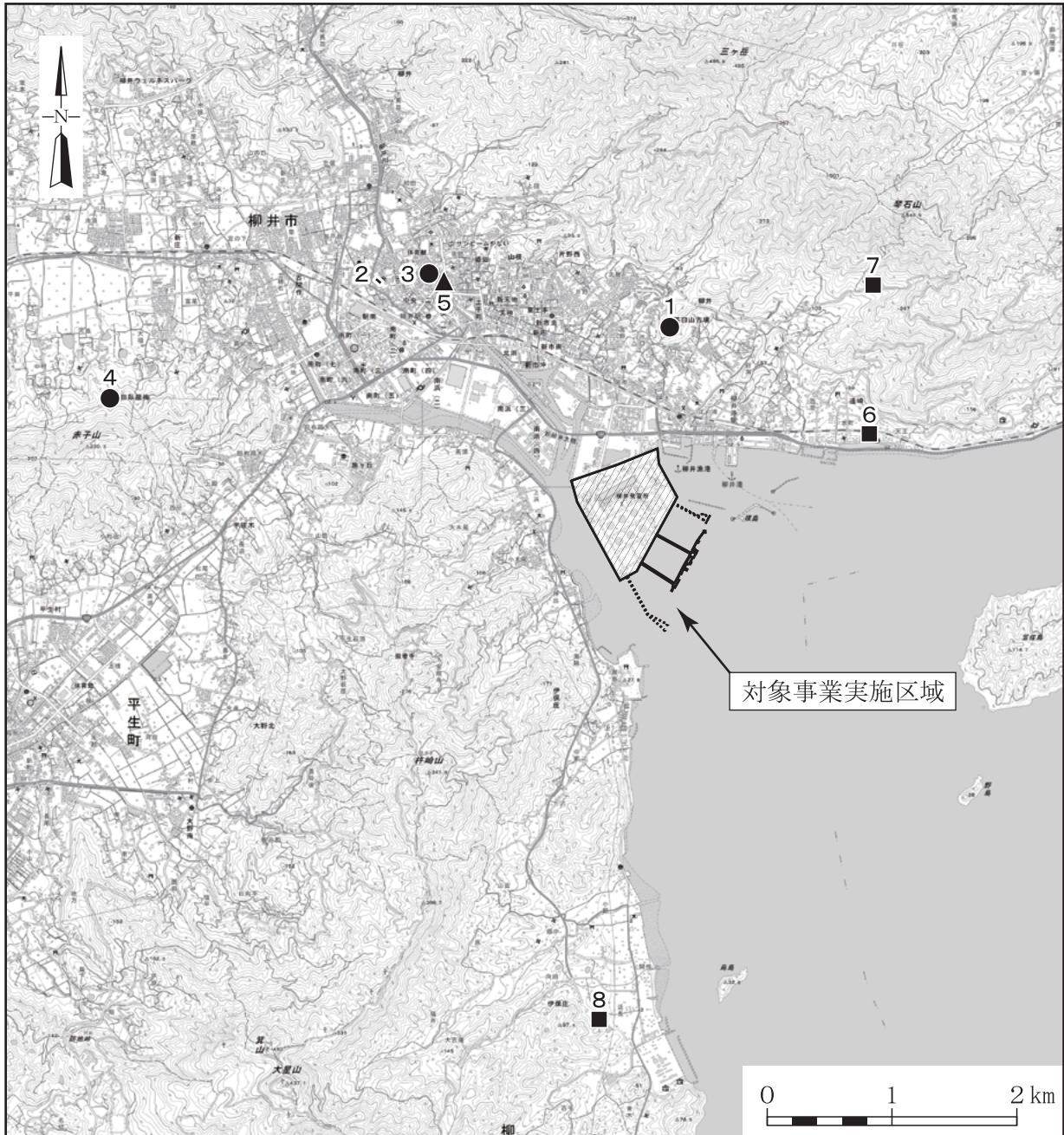


凡 例

 鳥獣保護区

〔「山口県鳥獣保護区等概要図 令和7年度(2025年度)」
(山口県、令和7年)より作成

第3.2.8-9図(3) 自然関係法令等による指定の状況

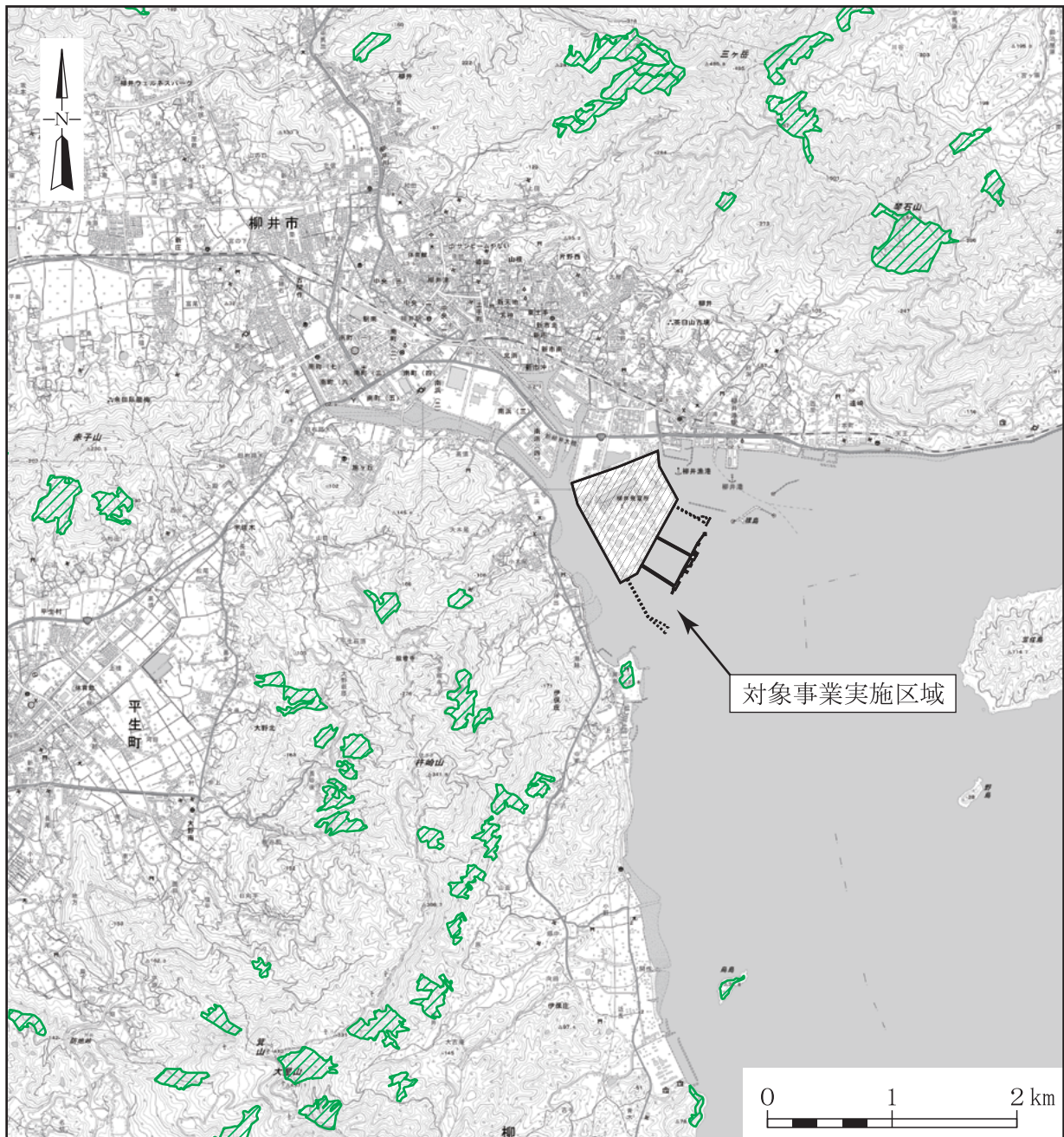


凡 例

[「柳井市の文化財」(柳井市、令和7年12月閲覧)等より作成]

- | | |
|------------------------|---------------|
| ● 国指定文化財 | ■ 柳井市指定文化財 |
| 1. 柳井茶白山古墳 | 6. 僧月性史跡 |
| 2. 柳井市古市・金屋伝統的建造物群保存地区 | 7. 琴石山のヤマザクラ |
| 3. 国森家住宅 一棟 | 8. 伊保庄賀茂神社の社叢 |
| 4. 余田臥龍梅 | |
| ▲ 山口県指定文化財 | |
| 5. 小田家の生活用具・商屋資料・町家 | |

第3.2.8-9図(4) 自然関係法令等による指定の状況



凡 例

 保安林

[「国土数値情報」(国土交通省HP、令和7年12月閲覧)より作成]

